

## 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)(私訳)

出所:<http://nihon-jyoho-bunseki.seesaa.net/article/187356552.html>

### 序文

ブルネイ・ダルサラーム、チリ共和国、ニュージーランド並びにシンガポール共和国(これより先は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、まとめて「加盟国団」あるいは個別に「加盟国」と呼ぶ)の政府は、以下の事項を決議する。

- 加盟国間の協力と友好という特別な絆を『強化する』
- 投資と貿易の自由化、並びにアジア太平洋地域内の戦略的連携を作り上げるためのより広くより深い協力の促進を通して、加盟国間の関係の枠組みを『拡大する』
- 国際フォーラムでより幅広い連携のきっかけを提供し、世界貿易の調和の取れた発展と拡大に『貢献する』
- 加盟国領域の产品及びサービスのための拡大された安全な市場を『作り上げる』
- 互恵貿易の歪みを『回避する』
- 加盟国団の貿易を統制する明確な規則を『制定する』
- 事業計画と投資のための予測可能な商業的枠組みを『確実にする』
- 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」及びその他の多国間・二国間の協定や取り決めに基づく各自の権利と義務を『基礎とする』
- アジア太平洋経済協力(APEC)の目標と原則への献身を『確認する』
- 競争の歪みを最小限に抑える規則の設計、及び競争過程の促進と保護を目的とした「競争と規制改革を促進するためのAPEC原則」への献身を『再確認する』
- 経済的発展、社会的発展及び環境保護が相互に依存し補強し合う持続的発展の構成要素であり、緊密な経済連携が持続的発展の促進に重要な役割を果たせることに『留意する』
- 世界市場における加盟国の会社の競争力を『強化する』
- 加盟国間の产品及びサービスの貿易を促す知的財産権の保護を促進し、創造性と革新を助長する。
- 経済的利益及び社会的利益をもたらす、新たな雇用機会を創出し、加盟国の人々の生活水準を向上させるための、戦略的経済連携を『強化する』
- 国家の政策目標を達成するための規制という加盟国政府の権利を『支持する』
- 公共の福祉を守る柔軟性を『維持する』
- 共通の関心である環境問題及び労働者問題に関する協力を『強化する』
- 他の経済圏による本協定への加盟を促すという約束を確認し、アジア太平洋地域内の共通の枠組みを『促進する』

以下の通り『合意した』

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第1章 冒頭規定』】

### ■第1条 目的

1 本協定は、適用される全範囲における関係の深化と共通の利益に基づき、加盟国の間に環太平洋戦略的経済連携を構築する。

2 本協定は、特に商業・経済・金融・科学・技術・協力の分野を取り扱う。取り扱う分野は、この協定の利益を強化し拡大するために加盟国団が合意するその他の範囲に拡げることができる。

3 加盟国団は、自由で開かれた貿易と投資というAPECの目標と合致するAPECの更なる自由化プロセスの支援に努める。

4 この協定の貿易目的は、その原則及び規則を通してより具体的に詳細に述べる通り、内国民待遇、最恵国待遇及び透明性を含みつつ、

- (a) 各加盟国の領域間の貿易の拡大と多様化を奨励すること。
- (b) 加盟国の領域の間で产品及びサービスの国境を越えた移動を容易にし、产品及びサービスの貿易に対する障害を撤廃すること。
- (c) 自由貿易地域における公平な競争の条件を促進すること。
- (d) 各加盟国の領域の間で投資機会を大幅に増加させること。
- (e) 各加盟国の領域における適切で効果的な知的財産権の行使と保護を与えること。そして、
- (f) 貿易紛争を解決し阻止するための効果的な仕組みを作り上げることである。

## ■第2条 自由貿易地域の制定

本協定の当事国は、WTO協定の一部である「サービスの貿易に関する一般協定」の第5条及び「1994年の関税および貿易に関する一般協定」の第24条と矛盾せず、ここに自由貿易地域を制定する。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第2章 一般的定義』】

### ■第1条 一般に適用する定義

この協定において、別段の規定がない限り、

「協定」とは、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)を意味する。

「APEC」とは、アジア太平洋経済協力会議を意味する。

「委員会」とは、第17章第1条(環太平洋戦略的経済連携委員会の設置)に基づいて設置される環太平洋戦略的経済連携委員会を意味する。

「税関」とは、関税法、法令及び政策の執行に、加盟国の法律に基づき責任を負う所轄官庁であり、

- (a) ブルネイ・ダルサラーム国に関しては、関税消費税庁を意味する。
- (b) チリに関しては、チリ関税局を意味する。
- (c) ニュージーランドに関しては、ニュージーランド関税局を意味する。
- (d) シンガポールに関しては、シンガポール税関を意味する。

「関税」には、商品の輸入に関連して課せられるあらゆる種類の関税又は課税金、そして当該輸入に関連して課すあらゆる付加税又は追徴税が含まれる。ただし、以下の事項は含まれない。

- (a) 1994年のGATTと矛盾せず課せられる内国税に相当する課税金

(消費税や物品サービス税を含む。)

(b) 手数料又は他の課税金のうち、

(i) 提供されるサービスの概算費用を限度とするもの。

(ii) 国産品の直接的又は間接的保護、あるいは財政目的の輸入品に対する課税を表さないもの。

(c) 「補助金及び相殺措置に関するWTO協定」「1994年のGATT第6条の実施に関するWTO協定」

及び1994年のGATT第6条の規定に矛盾せず適用されるダンピング防止税又は相殺関税。

「関税評価協定」とは、WTO協定の一部である「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」を意味する。

「日」とは、カレンダー上の日にちを意味する。

「企業」とは、法人、会社、協会、合名会社、トラスト(企業合同)、合併企業、個人事業体又は適用法に基づいて構成もしくは設立されるその他の事業体を意味する。その事業体の設立が営利目的かどうか、私有か又は別の方法で所有されているのか、あるいは有限責任での設立か無限責任での設立であるかどうかは関係がない。

「加盟国の企業」とは、加盟国の法に基づき構成又は設立される企業を意味する。

「現行」とは、加盟国にとってこの協定の効力発生日に有効であることを意味する。

「GATS」とは、WTO協定の一部である「サービスの貿易に関する一般協定」を意味する。

「1994年のGATT」とは、WTO協定の一部である「1994年の関税および貿易に関する一般協定」を意味する。

「加盟国の産品」とは、1994年のGATTで解釈される国産製品、又は加盟国団が合意できるような産品を意味し、加盟国の原産品が含まれる。

「産品」と「製品」は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、同じ意味を持つと解する。

「国際統一商品分類(HS)」とは、各自の関税法において加盟国が採択及び実施する、「世界税関機構」施行の「産品の名称及び分類についての統一システム」(解釈に関する通則、章注釈及び節注釈を含む)を意味する。

「項」とは、国際統一商品分類に基づいた関税分類における最初の4桁を意味する。

「措置」には、あらゆる法、規制、手続、要件又は慣行が含まれる。

「国民」とは、第2章付属書Aに準拠した加盟国の国籍を持つ自然人、もしくは加盟国の永住者を意味する。

「原産」とは、第4章(原産地規則)に示す原産地規則に基づいた資格を得ていることを意味する。

「人」とは、自然人または企業を意味する。

「加盟国の人」とは、加盟国の国民または企業を意味する。

「生産者」とは、栽培、育成、採掘、収穫、漁獲、捕獲、採取、収集、飼育、抽出、猟獲、製造、加工、構築、または解体を行う人を意味する。

「特惠関税待遇」とは、付属書Iに示す加盟国団各自の関税撤廃スケジュールに準拠した、原産品に適用される通関料を意味する。

「セーフガード協定」とは、WTO協定の一部である「セーフガードに関する協定」を意味する。

「号」とは、国際統一商品分類に基づいた関税分類における最初の 6 桁を意味する。

「領域」とは、加盟国にとって第 2 章付属書Aに示すその加盟国の領域を意味する。

「WTO」とは、世界貿易機関を意味する。

「WTO協定」とは、1994 年 4 月 15 日に締結された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を意味する。

## ■付属書A 各国ごとの定義

この協定において、別段の規定がない限り、

「加盟国の国籍を持つ自然人」とは、

- (a) ブルネイ・ダルサラーム国に関しては、ブルネイ法に従い国家元首スルタン国王陛下の臣民を意味する。
- (b) チリに関しては、チリ憲法第 10 条に定めるチリ人を意味する。
- (c) ニュージーランドに関しては、時折改正される、1977 年の市民権法、又は後継の法律が定める公民を意味する。
- (d) シンガポールに関しては、憲法及び国内法が意味する範囲内の公民であるあらゆる人を意味する。

「領域」とは、

- (a) ブルネイ・ダルサラームに関しては、同国の領域と、ブルネイ・ダルサラームが国際法と同国の法律に従い主権的権利または領有権を行使できる範囲の同国の海岸に隣接する沿岸地域を意味する。
- (b) チリに関しては、同国の主権下の陸・海・空域と、国際法及び国内法に従い同国がその内側において主権的権利と領有権を行使する排他的経済水域及び大陸棚を意味する。
- (c) ニュージーランドに関しては、同国の領域と、国際法に従い天然資源に関して同国が主権的権利を行使する排他的経済水域、海底及び下層土を意味する。ただし、トケラウは含まれない。
- (d) シンガポールに関しては、同国の陸地、内水及び領海に加えて、シンガポールがその内側において海、海底、下層土及び天然資源に関して主権的権利または領有権を行使できる区域として、国際法に従い、同国の国内法に基づき指定されており、将来においても指定されているだろう領海上に位置する沿岸地域を意味する。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 3 章 製品の貿易』】

### ■第 1 条 定義

この章において、

「宣伝映画及び音声[映像]記録」とは、加盟国の領域に設立された店舗又は居住者を持つ会社、商社もしくは人により、製品やサービスを宣伝又は販売促進するために作られた記録音声又は録画映像(フィルム、テープ、又はディスク)、あるいは音声(テープ又はディスク)媒体。一般公開用の上記媒体は除く。

「農産品」とは、WTO協定の一部である「農業に関する協定」第 2 条で言及されている当該産品を意味する。

「ごく小額の商品見本」とは、発送時に個別または一括で 1USドル以下もしくは加盟国の通貨でそれに相当する価格の商品見本、あるいは(傷や汚点など)跡が付いている、破れている、穴が開いている、乃至他の理由で商品見本以外に販売や利用に適さないと見なされる商品見本を意味する。

「領事手続」とは、商業送り状、原産地証明書、積荷目録、輸出申告もしくは、輸入時または輸入に関連して必要となるその他の関税文書のために、領事送り状又は領事査証を取得するためには、その他の加盟国の領域への輸出を目的とする産品が、輸出国の領域内の輸入国の領事の監督下に提出されなければならないという要件を意味する。

「免税」とは、関税の免除を意味する。

「輸出補助金」とは、WTO協定の「農業に関する協定」第 1 条(e)(当該条項の改定を含む)で同用語に割り当てられている意味を持つ。

「スポーツ用に運び込まれる産品」とは、当該産品が輸入される加盟国の領域でスポーツ大会、実演又は練習に使用される品物及び機材を意味する。

「展示又は実演目的の産品」には、関税分類番号の 90.23 項に分類されている、実演用に設計され他の目的には適さない器具、装置及び雛型が含まれる。

「印刷済宣伝材料」とは、無料で提供され、原則的に産品又はサービスの宣伝を目的とし、産品又はサービスの販売促進、広告もしくは宣伝に用いられる、パンフレット、小冊子、チラシ、販売目録、貿易協会発行の年鑑、旅行者向け販促資料及びポスターを含む、国際統一商品分類の 49 章に分類される産品を意味する。

## ■第 2 条 範囲

別段の規定がある場合を除いて、本章は全加盟国間の全ての産品貿易に適用される。

## ■第 3 条 内国民待遇

各加盟国は、1994 年の GATT 第 3 条に従い、その他の加盟国の産品に内国民待遇を与える。そのために、1994 年の GATT 第 3 条の規定は、必要な変更を加えて、この協定に組み込まれその一部を形成する。

## ■第 4 条 関税の撤廃

- 1 本協定に別段の規定がある場合を除いて、如何なる加盟国も、原産品に対して、既存の関税を引き上げたり、関税を導入したりすることはできない。
- 2 本協定に別段の規定がある場合を除き、付属書 I に示す加盟国のスケジュールを前提として、本協定の効力発生日の時点で、各加盟国は別の加盟国の原産品に対する全ての関税を撤廃する。
- 3 加盟国の要請に基づき、加盟国団は、スケジュールで示す関税撤廃の前倒しを検討するよう協議する。産品に対する関税の撤廃を前倒しするという二国以上の加盟国の間での協定は、第 17 章第 2 条(委員会の機能)に従って各加盟国が賛同した時には、加盟国のスケジュールに従い決定された当該産品の関税率や引き下げ区分に優先する。このような前倒しは全ての加盟国に拡がる。

## ■第 5 条 修復及び手直しの後に再入国した産品

- 1 加盟国は、産品の原産地に関わらず、修復又は手直しのために別の加盟国の領域に一時的に輸出された後に元の領域に再輸入された産品に關稅を適用することは、このような修復や調整が前述の加盟国自らの領域で行われたかどうかに関わらず、できない。
- 2 加盟国は、原産地に関わらず、修復又は手直しのために別の加盟国の領域から一時的に運び込まれた産品には關稅を適用できない。
- 3 本条において、修復及び手直しには次の作業又は処理は含まれない。
  - (a) 産品の本質的特性を破壊する、もしくは、新しい産品又は商取引上異なる産品を作り出す。
  - (b) 未完成の産品を完成品に作り変える。

## ■第6条 ごく小額の商品見本及び印刷済広告材料の免税輸入

酒・煙草製品を除いて、加盟国は、別の加盟国の領域から輸入されたごく小額の商品見本及び印刷済宣伝材料に対して無關稅輸入を認める。これは原産地に関わらないが、以下の事項を要求できる。

- (a) 当該見本が、別の加盟国又は非加盟国の領域から提供されるサービス、又は前述の国々の産品に対する発注を集めるためにのみ輸入されること。
- (b) 当該宣伝材料が、それぞれが各材料のコピーを一つしか含まない小包で輸入され、当該材料も小包もより大きな委託販売品の一部と成らないこと。

## ■第7条 産品の一時輸入許可

- 1 酒・煙草製品を除いて、各加盟国は以下の物品に免税一時輸入許可を与える。
  - (a) ビジネス活動、貿易、又はビジネスパーソンを遂行するために必要な、業務用機器(報道機関又はテレビ放送用の機材を含む)、ソフトウェア並びに放送・映像機材。
  - (b) 展示又は実演目的の産品。
  - (c) 商品見本と宣伝映画及び音声[映像]記録。並びに、
  - (d) 原産地に関わらず、レース又はその他類似の催しを含むスポーツ目的で運び込まれる産品。
- 2 各加盟国は、当事者の要請と自国の税関当局が有効と見なす理由により、一時輸入許可の期限を最初に設定した期間以降に延長する。ただし、特定の産品及び個々の事例の状況を考慮した延長期間が妥当であり、最初に設定した期間以下であることが条件である。
- 3 如何なる加盟国も、以下の要求以外に、1で言及される産品の免税一時輸入に条件をつけることはできない。
  - (a) 別の加盟国の国民又は居住者のビジネス活動、貿易、業務又は運動競技の実行において、その人によって、もしくはその個人的な監督下でのみ使用されること。
  - (b) その領域にある間に販売、賃貸、処分又は譲渡されないこと。
  - (c) 産品の輸出には免除できる、入国又は最終の輸入に關してもし保証金がなければ支払うことになる

はずの課徴金以下の額の保証金を伴うこと。

- (d) 輸出入時に識別が可能であること。
- (e) (a)で言及する人の出国に際して輸出される、又は一時輸入の目的に関係する、加盟国が定めるその他の期間以内に輸出されること。
- (f) 使用目的のための妥当な量を超えず運び込まれること。
- (g) その他の点で、加盟国の法律に基づいてその国の領域に運び込まれる資格があること。

4 もし3に基づき加盟国が課す条件が果たされていないならば、その加盟国は、産品が通常負うはずの関税及びその他の課徴金に加えて、国内法に基づいて規定されているその他の課徴金又は罰則を適用できる。

5 各加盟国は、税関当局を通して、本条に基づき運び込まれる産品の迅速な引渡しをもたらす手続を採択する。可能な限り、当該手続は、当該産品に一時入国を求める別の加盟国の居住者又は国民が伴う時、産品がその国民又は居住者の入国と同時に引き渡されることを定める。

6 各加盟国は、本条に基づき一時的に運び込まれた産品が、運び込まれた地点以外の税関が認める出国地点を通して輸出されることを許可する。

7 第12章(サービスの貿易)を前提とし、

- (a) 各加盟国は、別の加盟国の領域から自国の領域に入る、国際輸送に使用される車両又は容器が、その実利的且つ迅速な出国に合理的に関係するあらゆる経路で自国の領域から出ることを許可する。
- (b) 如何なる加盟国も、車両又は容器の税関が認める出国地点と同入国地点の間の違いのみを理由に保証金を要求する、もしくは罰則又は課徴金を課すことはできない。
- (c) 如何なる加盟国も、特定の税関が認める出国地点を通じた出国を、自国への車両又は容器の入国に関して課す義務(保証金を含む)の免除の必要条件とすることはできない。
- (d) 如何なる加盟国も、別の加盟国の領域から自国の領域へ容器を運ぶ車両又は運搬装置と、当該容器を前述の加盟国の領域に戻す車両又は運搬装置を同一にするよう要求することはできない。

## ■第8条 非関税措置

1 WTO協定に基づく権利と義務、もしくは本協定のその他の規定に従う場合を除いて、如何なる加盟国も、別の加盟国の産品の輸入、または別の加盟国の領域に向けた産品の輸出に対して非関税措置を適用又は維持しない。

2 1は第3章付属書Aに示す措置には適用しない。

## ■第9条 管理費及び手続

1 産品の輸出入に関連して課せられる手数料、課徴金、手続及び要件は、1994年のGATTに基づく義務に則るものとする。

2 如何なる加盟国も、他加盟国団の産品の輸入に関連して、関係のある手数料及び課徴金を含む領事

手続を要求することはできない。

- 3 各加盟国は、インターネット又はコンピューターを使った類似の電気通信網を通して、輸出入に関連して課せられる手数料及び課徴金の最新のリストを入手可能にする。

## ■第 10 条 輸出税

如何なる加盟国も、その他の加盟国の領域への製品の輸出に対して、関税、租税、もしくはその他の課徴金を採択又は維持することは、このような関税、税金、又は課徴金が、国内消費向けの当該製品に対して採択又は維持されない限りできない。

(※注 確実を期すと、本条は、1994 年の GATT 第 8 条の規定に沿って輸入する製品の輸出に関する手数料、課徴金、手続、及び要件には適用しない)

## ■第 11 条 農業輸出補助金

- 1 加盟国団は、あらゆる形式の農産物輸出補助金を多国間で撤廃するという目的を分かち合い、このような協定を達成しようとする取り組みに協力し、いかなる形式の農産物輸出補助金の再導入も阻止する。
- 2 本協定のその他の規定に関わらず、本協定の効力発生日の時点で、加盟国団は、他の加盟国向けの農産物のためのあらゆる形式の輸出補助金を撤廃すること、並びにいかなる形式の当該補助金の再導入も阻止することに合意する

## ■第 12 条 価格帯系

- 1 チリは、法律 18.525 号の第 12 条とその後の合法的改正もしくは後継のシステムに設定される価格帯系を、その法律の対象となる製品のために維持できる。

(※注 価格体系の対象となる製品は、HS 1001.9000、1101.0000、1701.1100、1701.1200、1701.9100、1701.9910、1701.9920 及び 1701.9990 だけである)

- 2 1 で言及する製品に関して、チリは、同国が 1994 年の GATT 第 24 条に基づき通知される協定を結んでいる、あるいは将来において結ぶだろう国を含む第三国に与える特惠関税待遇に劣らない待遇を他の加盟国に与える。

## ■第 13 条 特別農業セーフガード措置

- 1 チリは、第 3 章付属書 B に列挙する限られた数の特定重要農産物に対して、特別セーフガード措置を適用できる。
- 2 チリは、加盟国の間で当該製品の貿易の拡大を促進し自由化するため、本協定に基づく約定と合致する方法で、特別セーフガード措置を適用することに努める。
- 3 チリは、付属書 I に示すチリのスケジュールが指定する猶予期間に従い、関税の撤廃が行われている間のみ、産品に特別セーフガード措置を課すことができる。チリは、産品が本協定に基づき関税免除資格を得た後に、その産品に特別セーフガード措置を課すことはできない。
- 4 第 3 章第 4 条にかかわらず、チリは、第 3 章付属書 B に列挙する産品に対して、以下に示す追加輸入関税の形で、特別セーフガード措置を課すことができる。当該追加関税及び輸入関税又は第 3 章第 4 条



に従い適用されるその他の課徴金の総計は、次の内小さい方を超えない。

- (a) 現行の最恵国に適用される税率。または、
  - (b) 基準税率
- 5 チリは、もし製品の輸入量がいずれかのセメスター(期)の間にトリガー水準の量を超えれば、第3章付属書Bに列挙する製品のために、その特定のセメスターに対応して、特別セーフガード措置を課することができる。
  - 6 チリは、本国が特別セーフガード措置を適用するセメスターの終わりまでのみ、5に基づき、その措置を維持できる。
  - 7 本条の取り決めに従って追加関税が課せられる前に締結した契約に基づき、輸送の途上にあつた当該製品の供給は、いかなる当該追加関税も免除される。ただし、その供給を、次のセメスターに5の規定を引き起こすために、次のセメスターの間の当該製品の輸入量として計算できることが条件である。
  - 8 チリは、同一の製品に関して、特別セーフガード措置を適用できないと同時に、1994年のGATT第19条及びセーフガード協定に基づく措置を維持又は適用できる。
  - 9 チリは、如何なる特別セーフガード措置も透明性のある方法で適用する。チリは、最新の輸入量がその他の加盟国に対して簡単に利用できる方法で公示されるように努め、そして当該行動の実施の10営業日以内にとにかく、できる限り前もってその他の加盟国に、関連データを含め、文書で通知する。もし、規定のトリガー量に達している、あるいは達しようとしている場合に、チリが特別保護措置を適用しないことを決定すれば、本国はその決定を直ちにその他の加盟国に通知する。
  - 10 加盟国の要請に応じて、チリは、特別セーフガード措置適用の条件について、必要に応じて、直ちに協議し、情報交換に協力する。
  - 11 物品貿易委員会は、本条の履行及び運用を審査できる。
  - 12 本条において、「特別セーフガード措置」とは、4に説明する特別セーフガード措置を意味する。そして「基準税率」とは、付属書Iに示す輸入国のスケジュールに表す輸入品の関税率を意味する。

## ■第14条 物品貿易委員会

- 1 加盟国団は、本章及び第4章(原産地規則)の下に生じる問題について検討するために、加盟国又は委員会の要請で開くことができる物品貿易委員会を設置できる。
- 2 委員会には以下の機能が含まれる。
  - (a) 上記の章の履行を審査すること。
  - (b) 加盟国間の製品の貿易の障害に対する取り組みを含む、改善された市場アクセスを促進し円滑化するための措置の明確化と提言、並びに本協定に基づく関税撤廃の加速。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第4章 原産地規則』】

### ■第1条 定義

この章において、

「養殖」とは、生産を高めるための飼育過程または成長過程での介入（例：定期的な放流、給餌又は捕食者からの保護）による種苗（例：卵、子、幼魚及び幼生）からの水生生物（魚類、軟体動物、甲殻類、その他の水生無脊椎動物及び水生植物を含む）の飼育を意味する。

「CIF」とは、輸入国の通関手続き地までの運賃及び保険料を含む輸入品の価格を意味する。査定は関税評価協定に従って行われる。

「FOB」とは、輸送方法とは関係なく、外国の最終的な船積港又は船積場所で本船渡しされる製品の価格を意味する。査定は関税評価協定に従って行われる。

「加盟国の完全生産品」とは、以下の事物を意味する。

- (a) 加盟国の領域において土壌又は海底から抽出された鉱産品。
- (b) 加盟国の領域において育ち収穫、採取又は収集された農産物及び植物性生産品。
- (c) 加盟国の領域において生まれ育った、生きている動物。
- (d) 加盟国の領域における生きている動物から得られた産品。
- (e) 加盟国の領域において狩猟、罾による捕獲、漁獲、飼育、採集、捕獲又は養殖から得られた産品。
- (f) 1982年の「国連海洋法条約」の規定に従い適用される加盟国の法に基づき、領海又は領海の海側の加盟国の関係海域の内側で、当該加盟国の旗を掲げる、もしくは掲げる資格がある船舶により取られた産品（魚類、貝類、植物と他の海洋生命体）、又は加盟国に登陸または記録されその旗を掲げる船舶により公海から取られた当該産品。
- (g) 当該加盟国に登陸又は記録されその国の旗を掲げる工船上で、(f)に述べる製品からのみ、獲得又は生産された産品。
- (h) 加盟国の領域における生産から得られた廃棄物及びくず、もしくは加盟国の領域において収集された使用済みの品物又は産品。ただし、当該産品が原材料の回収にしか適さないことが条件である。
- (i) 1982年の「国連海洋法条約」の規定に従い、加盟国、又は加盟国の人により、当該加盟国の領海又は大陸棚の下の海底もしくは下層土から得られた産品。
- (j) 加盟国の領域において使用済みの産品から得られ、加盟国の領域において再生品の生産に利用される回収品。
- (k) 生産の如何なる段階でも、加盟国の領域において(a)から(j)で言及する産品又はその派生品のみにから完全に生産された産品。

「間接材料」とは、製品の生産、試験又は検査に用いられるが、物理的に組み込まれていないもの、あるいは製品の生産に関連する建築物の維持又は設備の稼働に用いられるものを意味し、次のものを含む。

- (a) 燃料、エネルギー、触媒及び溶媒。
- (b) 製品の試験や検査に使用されるもの、装置、及び設備
- (c) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備など。
- (d) 工具、ダイス及び鋳型。
- (e) 設備及び建築物の維持に使用される予備部品並びに器具。

(f) 生産に使用される、又は設備及び建築物を稼働させるために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材及びその他の材料。

(g) 製品には組み込まれていないが、製品の生産におけるその使用が当該生産の一部であると合理的に証明できるその他のもの。

「材料」とは、製品の生産又は異なる製品の変成に使用又は消費される製品や物質を意味する。

「最小限の作業又は加工工程」とは、製品の本質的特性に最小限の寄与しかせず、それそのもの、あるいは組み合わせが原産地を付与することとならない作業や加工工程を意味する。

「船積み用の梱包材料及び梱包容器」小売用の容器及び包装材以外の、輸送中製品を守るために使用される産品を意味する。

「生産」とは、製品の栽培、育成、採掘、収穫、漁獲、飼育、罟による捕獲、狩猟、捕獲、養殖、採集、収集、品種改良、抽出、製造、加工、組立又は分解を含むが、それに限らない産品を得る方法を意味する。

「回収品」とは、以下の作業から生じる個々の部品の形をした材料を意味する。

(a) 使用済みの製品の、個々の部品への完全な分解。

(b) 当該部品を他の部品(第4章付属書Aに列挙する再生品の生産における他の回収品を含む)と組み合わせるための、洗浄、検査、もしくは当該部品の試験又はその他の加工、そして必要に応じて、適切な動作状態の改善のための一つ以上の次の加工工程:溶接、フレーム溶射、表面機械加工、刻み付け、メッキ、袖付け及び巻き戻し。

「再生品」とは、第4章付属書Aに列挙する加盟国の領域で組み立てられた工業製品であり、以下の様態を備えるものを意味する。

(a) 完全に、もしくは部分的に回収品で構成されている。

(b) 新品と同等の平均寿命を持ち、新品と同等の性能基準を達成している。そして、

(c) 新品同様の工場の保証を享受する。

「取引額」とは、関税評価協定の規定により決定される、産品に支払われる代価、もしくは支払われるべき代価を意味する。

「使用済みの」とは、製品の生産において使用又は消費されたことを意味する

「価格」とは、関税評価協定の規定に準拠した、産品又は材料の価格を意味する。

## ■第2条 原産品

この章に別段の指定がない限り、次の場合、産品は加盟国の原産と見なす。

(a) 第4章第1条の定義に従い、産品がいずれかの加盟国の領域において完全に生産される、あるいは全て獲得されるとき。

(b) 産品が、その原産地が本章の規定と適合する材料だけから、一つ以上の加盟国の領域において完全に生産されるとき。

- (c) 産品が、関税分類変更基準、域内原産割合、または付属書Ⅱに規定する他の要件に適合する非原産材料を使用して、一つ以上の加盟国領域で生産され、その産品が本章のその他の適用規定を満たすとき。

### ■第3条 域内原産割合

1 付属書Ⅱが域内原産割合に言及する場合、各加盟国は、産品の域内原産割合は次の手法に基づいて計算されると規定する。

$$RVC = (TV - VNM) \div TV \times 100$$

RVCとは、パーセンテージで表す域内原産割合である。

TVとは、3に規定されている場合を除き、FOBベースで調整される、産品の取引額である。もしも当該価格が存在しないあるいは決定できないならば、関税評価協定第1条の原則に従い、関税評価協定第2条から第7条の原則に準拠して計算される。そして、

VNMとは、4に規定されている場合を除き、CIFベースで調整される、最初に取得された、あるいは産品の生産者に提供されたときの、非原産材料の取引額である。もしも当該価格が存在しないあるいは決定できないならば、関税評価協定第1条の原則に従い、関税評価協定に準拠して計算される。

2 産品の生産において生産者が使用する非原産材料の価格には、1に従って、域内原産割合を計算する目的では、後に産品の生産に使用される原産材料を生産するために用いられる非原産材料の価格は含まれない。

3 産品の生産者が直接産品を輸出しない時、価格は生産者がいる加盟国の領域内で購入者が産品を受け取る位置まで調整される。

4 産品の生産者がその位置する加盟国の領域で非原産材料を手に入れるとき、当該材料の価格には、運賃、保険料、梱包代及び、供給者の倉庫から生産者の所在地までの材料の輸送において生じるその他の費用は含まれない。

### ■第4条 原産地を付与することとならない作業

原産地を付与することとならない最低限の作業又は加工工程には、次の作業が含まれる。

- (a) 輸送と保管の間、良好な状態での製品の保存を確実にするための作業(例:乾燥、冷凍、換気、冷蔵及び類似の作業。)
- (b) 移動、分類、洗浄、切断、細長の切断、曲げ、巻きつけ、もしくは巻き解きから成る単純作業。
- (c) 委託品の梱包の変更、解体、組立。
- (d) 梱包、開封又は再梱包作業。
- (e) 製品又はその包装上の、マーク、ラベルあるいはその他の類似の識別記号の貼付。
- (f) 産品の特性を物質的に変更しない、水又は他の物質による単なる希釈。

## ■第 5 条 累積

加盟国いずれかの原産品又は材料で、別の加盟国の領域における製品の生産に使用されるものは、後者の加盟国の領域における原産と見なす。

## ■第 6 条 僅少

付属書Ⅱの規定に従った、関税分類変更基準に適合しない製品は、もしも関税分類変更基準の要件を満たしていない生産に使用される全ての非原産材料の価格が、第 4 章第 3 条に従い先述の製品の取引額の 10%を超えず、製品が本章のその他全ての適用基準を満たしているならば、原産とみなす。

## ■第 7 条 付属品、予備部品及び工具

- 1 標準的付属品、予備部品、又は工具の一部として製品が備わっている通常の付属品、予備部品又は工具は原産品とみなし、原産品の生産に使用される全ての非原産材料が、適用される関税分類変更基準を経ているかどうかの決定において無視する。  
ただし、条件として、
  - (a) 付属品、予備部品、又は工具が製品とは別に分類され、別々には送り状を作成されないこと。
  - (b) 当該付属品、予備部品、又は工具の量と価格が、製品にとって通常のものであること。
- 2 もし製品が域内原産割合の要件に従うなら、付属品、予備部品、又は工具の価格は、製品の域内原産割合の計算において、場合に応じて原産材料か非原産材料として考慮される。

## ■第 8 条 小売用の包装材料及び包装容器

小売用に製品を包む包装材料及び包装容器は、もし製品に分類されるなら、当該製品の生産に使用される全ての非原産材料が、付属書Ⅱに示す適用される関税分類変更基準を受けようかの決定において無視する。しかしながら、もし製品が域内原産割合の要件に従うなら、小売用の包装材の価格は、製品の域内原産割合の計算において、場合に応じて原産か非原産として数えることになる。

## ■第 9 条 船積み用の梱包材料及び梱包容器

輸送のためにのみ製品を包む梱包材料及び梱包容器は、製品が原産であるかどうかの確認目的では考慮しない。

## ■第 10 条 間接材料

間接材料は生産地を問わず原産材料とみなし、その価格は製品の生産者の会計記録に記載される費用とする。

## ■第 11 条 非加盟国の通過

- 1 本協定に規定されている特惠関税待遇は、本章の要件を満たし、加盟国間で直接輸送される産品に適用される。
- 2 1に関わらず、産品は、非加盟国を通過すること、並びに第三非加盟国への産品の入国日から決して六ヶ月を超えない合理的な期間保管され続けることが認められている。
- 3 もしも産品が一国以上の非加盟国の領域を通して輸送されるなら、産品は本協定に従って特惠関税待遇の資格がある。ただし、条件として産品が、
  - (a) 荷降ろし、再積み込み、あるいは産品を良好な状態に保つために必要なその他の作業以外の作業を受けないこと。並びに
  - (b) 加盟国からの船積み後及び別の加盟国への輸入前に当該非加盟国との商取引に入らないこと。
- 4 2及び3に示す規定の遵守は、輸入国の税関当局への、商業上の船積書類又は運送書類を含む、第三国の通関書類又は所轄官庁の文書の提供によって証明される。

## ■第 12 条 受動的加工貿易

- 1 第 4 章第 2 条の関連規定及び付属書 II に示す製品固有の要件に関わらず、第 4 章付属書 B に列挙する産品は、たとえ加盟国から輸出され後に加盟国に逆輸入される材料に関して加盟国の領域外で作業工程又は生産工程を経ようとも原産と見なす。ただし、条件として、
  - (a) 2に示す非原産材料の総額が、原産資格を求める最終生産物の関税課税価格の 55%を超えないこと。
  - (b) 加盟国から輸出される材料が、加盟国において完全に獲得又は生産されているか、加盟国の領域外に輸出される前に、第 4 章第 4 条における最小限の加工工程又は作業の範囲を越える作業工程又は生産工程を経ていること。
  - (c) 輸出材料の生産者が、原産資格を求める最終生産物の生産者と同一であること。
  - (d) 逆輸入品が、輸出材料に対する生産工程又は作業工程を通じて獲得されていること。
  - (e) 産品の製造の最終工程が加盟国の領域で行われ、この工程が産品をその構成部品又は材料から異なる産品に最終的に変える、産品に関して着手される最終活動であり、新しい産品がそこに製造されること。
- 2 1(a)において、非原産材料の総額は、加盟国で加えられる非原産材料の価格のみならず、加えられるあらゆる材料の価格及び加盟国の領域外で蓄積される他の全ての費用(輸送費を含む)である。
- 3 確実を期すと、第 4 章第 16 条で言及する確認手続は、本条の正当な適用を確実にするために適用する。当該手続は、輸出国の税関を通した輸入国の税関からの書面による要求の受理に応じた、輸出側税関又は輸出者による情報提供及び文書作成の支援(原産材料の輸出と、原産品としてその後輸出される産品のそれに続く逆輸入に関係するものを含む)を含む。
- 4 加盟国の要請に応じて、第 4 章付属書 B の製品リストをは委員会により改訂できる。

## ■第 13 条 特恵を求める製品の待遇

- 1 加盟国は、輸入者が特恵関税待遇を求めるその他の加盟国から輸入される製品に関する、輸出送り状に付く原産地に関する申告書(申告書)か、原産地証明書のどちらかを受け取ることができる。
- 2 輸出者又は生産者は、そのいずれも特恵関税待遇を求める製品に関する原産地の証拠として輸入者がその後利用できる、輸出送り状に付く原産地に関する申告書か原産地証明書のどちらを使用するか選択できる。
- 3 申告書又は原産地証明書は、場合に応じて輸出者か生産者が記入する。  
申告書又は原産地証明書は、
  - (a) そこに列挙する製品が輸出国の原産であり、本章の条件を満たすと規定する。
  - (b) 一つ以上の製品に関して作成され、様々な製品を含むことが出来る。
  - (c) 英語で記入される。
- 4 原産地に関する申告書が添付され、申告書を前提とした製品に関する輸出送り状は、次の事項を含む
  - (a) 詳細な説明。
  - (b) 6 桁の国際統一商品分類番号。
  - (c) わかるならば、生産者の氏名。
  - (d) わかるならば、輸入品に関する輸入者の氏名。
- 5 もし輸出送り状に4で言及する情報が含まれていなければ、第 4 章付属書Cに示す形式の原産地に関する申告書上の「Observations(意見)」に加えなければならない。
- 6 申告書は第 4 章付属書Cに示す形式であり、原産地証明書は第 4 章付属書Dに示す形式である。これらの要件はその後、加盟国間で合意する実施協定により改訂もしくは変更され得る。
- 7 申告書及び原産地証明書は、それぞれの文書が提出された日から 2 年間有効である。
- 8 もしも輸出者が申告書上又は原産地証明書上で言及される製品の生産者でないならば、その輸出者は以下の事項に基づいて申告書に記入及び署名できる。
  - (a) 製品に原産品としての資格があるかどうかの輸出者の知識。
  - (b) 製品に原産品としての資格があり本章の条件を満たすという生産者の書面による申告。
- 9 8(b)の如何なる規定も、製品の輸出者ではない生産者に、申告書の作成をする、又は原産地証明書に記入するように要求するとは解釈されない。
- 10 製品の通関手続きにおいて輸入国の税関に提出される輸出送り状又は原産地証明書に記載される言い回しと詳細な記述の間の些細な食い違い、それ自体は、特恵関税待遇の要求が否認される原因とはならない。
- 11 本協定の効力発生に先立って出される製品の通関手続きで提示される申告書又は原産地証明書は、もしも本協定の効力発生日かその後提示されるならば、そこに指示する製品の原産地に関する証拠として受理される。

- 12 輸入国の税関は、以下の事例に限り、国内法に従って、別の加盟国の産品に特惠関税待遇を与える。
- (a) 輸入者が本条の規定に従って税関に申告書又は原産地証明書を提出する。又は、
  - (b) 輸入者が産品に求められる特惠関税待遇を立証するための、十分な文書の、又はその他の証拠を提出する。
- 13 加盟国団は、国内法に従って、輸入者が、輸入時に産品が本章の条件を達成でき、そのために特惠関税待遇の資格があると主張するが、申告書又は原産地証明書あるいは 12 に規定するその他の証拠を提出することができなかった場合、輸入者は、国内法に従うか輸入の日から 1 年以内に、以下の事項の提示があった場合には、特惠関税待遇を認められていない産品の結果として支払われる過度の関税の払い戻しを申請できると規定する。
- (a) 産品に原産品としての資格があるとする申告書又は原産地証明書。
  - (b) 関税特惠の主張に満足のいく証明をするために税関が要求できるその他の証拠。
- 14 輸入国は、以下に述べる場合には、関税特惠に従って産品の入国を認めるために申告書又は原産地証明書を求めることはできない。
- (a) 関税課税価格が、1000US\$又は加盟国の通貨で同額もしくは加盟国が定めることができるそれよりも高い金額を超えない場合。
  - (b) 特定の産品に関して、加盟国がこのような証拠の要求を放棄している場合。
- 15 14 に従って、輸入品が、本条の原産地要件を回避する目的で請け負われている又は手配されていると合理的に見なすことができる一連の輸入品の一部を形成する場合は、輸入国の税関は関税特惠待遇を否認できる。

## ■第 14 条 輸出に関する義務

- 1 輸出者又は生産者が、誤った、又は事実と反する申告書や原産地証明書、あるいはその他のこのような誤った、又は事実と反する証拠を提出していることに気づいた場合、輸出者又は生産者は、輸入国及び輸出国の税関、それに加え輸入者に、申告書又は原産地証明書の正確性あるいは有効性に影響を与える可能性のあるあらゆる変更について、可能な限り早く通知する。
- 2 申告書又は原産地証明書を提出している輸出者又は生産者は、要求に応じて輸出国の税関に当該文書のコピーを提出する。
- 3 輸出に関して、各加盟国は、自国の領域の輸出者又は生産者により税関に提出される原産地に関わる虚偽の申告書、証明書、又は証拠書類に罰則を与える。

## ■第 15 条 記録

各加盟国は、各自の領域における生産者、輸出者及び輸入者に、場合に応じて輸出か輸入の日から 3 年間以上、関税特惠を求められた産品に特惠関税待遇の資格があることを証明するために必要な、輸出又は輸入に関わる全ての記録を保持するよう求める。



## ■第 16 条 原産地の確認

- 1 加盟国の領域へ別の加盟国の領域から輸入された産品に原産品としての資格を与えるかどうかを決定するために、輸入国は、自国の税関を通して、以下の方法によって関税特恵の要求を確認できる。
  - (a) 輸入者に宛てた書面による情報の請求。
  - (b) 輸出国の税関を通した輸出国の領域の輸出者又は生産者に宛てた書面による質問又及び情報の請求。
  - (c) 輸出国の税関に対する産品の原産地確認の要求。
  - (d) 加盟国団の税関が合意可能なその他の手続。
- 2 もしも1で設定する仕組みで産品の原産地を決定することができなければ、輸入国は、輸出国の税関を通して、以下に述べる目的のために、輸出国の領域の輸出者又は生産者の店舗を訪問するよう要求できる。
  - (a) 原産地に関する記録を審査するため。
  - (b) 産品の生産に使用される設備を観察するため。
- 3 要請国は、自国の税関を通して、
  - (a) 輸出国の税関への要請が、要請の根拠として十分に実質的であり、特定の産品及び産品の輸出者又は生産者を識別するために十分な情報が伴うように努める。
  - (b) 質問又は要請に十分に答えるために、書面による質問又は要請が輸出者もしくは生産者に送られた日から 60 日間を条件として指定する。
- 4 加盟国団は、要請の受理から 10 日間以内に本条に基づく税関を通した支援要請に答えることに合意する。

## ■第 17 条 原産地の決定

- 1 もし、輸出者又は生産者に対する質問又は訪問の結果として、要請国が、質問又は訪問が行われた産品が本章の規定に従った 原産品であると納得すれば、要請国は当該産品に優先的アクセスを許可する。
- 2 特恵関税待遇は、以下に述べる場合には否認され得る。
  - (a) 産品が本章の要件を満たしていない又は満たさなかった場合。
  - (b) 輸出者又は生産者が、輸入国の税関による質問に、輸入国の要請日から 60 日以内、又は輸入国の税関が指定するその他の延長期間(しかし、追加の 30 日間を超えない)に、十分に返答できない場合。
  - (c) 要請を受けた税関が、如何なる理由であれ、産品の原産地を確認するという輸入国の税関からの要請に応じることができず、要請側税関に要求に応じられないことを知らせる場合又は、90 日以内に要請に応じない場合。

(d) 輸出者又は生産者が 30 日以内に輸入国の税関による訪問に合意しない場合。

- 3 特恵関税待遇が否認される場合、輸入国は、自国の税関が書面で輸出者、場合に応じて輸入者か生産者に、当該決定の詳細な理由を提供する。
- 4 加盟国による確認が、加盟国の領域に輸入される産品に原産品としての資格があるとする虚偽の陳述又は無根拠な陳述という輸出者又は生産者の行為のパターンを示す場合、加盟国は、輸出者又は生産者がもうこれ以上原産地に関する虚偽の陳述又は無根拠な陳述をしていないと納得するまで、このような人により輸出又は生産される同一の産品に対する特恵関税待遇を保留できる。

## ■第 18 条 発生費用

- 1 確認要請への対応に関する通常のコ費用は、以下の対象が負担することとなる。
  - (a) 被要請国。又は、
  - (b) その他の加盟国の領域の輸出者か生産者を訪問する加盟国。
- 2 費用の決定において莫大な費用又は疑惑が発生する場合、加盟国間の相互の合意により解決される。

## 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 5 章 税関手続』】

### ■第 1 条 定義

この章において、

「関税法」とは、加盟国の税関によって施行、適用又は執行される法律を意味する。

「関税法違反」とは、関税法違反又は違反未遂を意味する。

「税関手続」とは、税関の統制に従って、各加盟国の税関当局によって商品に適用される処理を意味する。

### ■第 2 条 目的

この協定における本章の目的は、

- (a) 加盟国の関税法及びその他の税関の管理上の施策の適用における予測可能性、一貫性及び透明性を確かにすること。
- (b) 効率的で無駄のない税関手続の施行、及び産品の迅速な通関手続を確かにすること。
- (c) 加盟国間の貿易を円滑にすること。
- (d) 簡易化した税関手続を適用すること。そして、
- (e) 税関の間の協力を促進することである。

### ■第 3 条 範囲

この章は、各加盟国それぞれの国際的義務及び関税法に従い、加盟国間で取引される産品に適用される税関手続に対して適用する。

#### ■第4条 関税手続及び円滑化

- 1 加盟国の税関手続は、可能であれば、各自の関税法が許す範囲で、「世界税関機構」の規格及び推奨手順（「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」の原則を含む）に従う。
- 2 各加盟国は、自国の税関手続及び手順が、予測可能で、一貫して、透明性があるように努め、貿易を円滑にする。
- 3 加盟国の税関は、税関手続の更なる簡易化と貿易を円滑にするための相互に有益な取決めの方策を目的として、税関手続を定期的に審査する。

#### ■第5条 関税協力

- 1 国内法が許す範囲で、加盟国の税関は、以下の事項に関する情報の提供によって、原産品に関して、当該税関が妥当と見なすとおり、互いに支援できる。
  - (a) 本章の履行及び運用。
  - (b) 加盟国間の産品の移動。
  - (c) “一見したところでの”関税法違反の調査と防止。
  - (d) 税関の最良慣行及び危機管理手法の策定と実行。
  - (e) 税関手続の簡易化及び迅速化。
  - (f) 技能の向上と科学技術の利用。
  - (g) 関税評価協定の適用。そして、
  - (h) その他の事項に関する追加支援。
- 2 この章に従い別の加盟国に情報を提供する加盟国が情報を機密として指定する場合、その他の加盟国は情報の機密性を保持する。

#### ■第6条 関税評価

加盟国団は、1994年のGATT第7条の規定及び関税評価協定に従い、加盟国間で取引される産品の関税課税価格を決定する。

#### ■第7条 事前教示

- 1 各加盟国は、自国の税関を通して、2(a)で説明する人に対して、関税分類と製品の原産地及び、製品が第3章第5条(修復及び手直しの後に再入国した製品)に従い無関税入国の資格があるかどうかに関する事前教示(これ以降“事前教示”として言及する)を書面で提出する。
- 2 各加盟国は、事前教示のための手続を採択又は維持する。その事前教示は、
  - (a) 自国の領域の輸入者又は別の加盟国の領域の輸出者又は生産者が、問題の製品の輸入前に事前教示を申請できることを定める。
  - (b) 事前教示の申請者が製品の詳細な説明と事前教示を出すために必要な全ての関連情報を提出することを要求する。
  - (c) その国の税関が、事前教示を出す過程でいつでも、申請者に規定の期間内に追加情報を提供するよう要求できることを定める。
  - (d) 事前教示は申請者が提示する事実と状況及び決定権者が保有するその他の関連情報に基づくと定める。そして、
  - (e) 事前教示が迅速に、又は如何なる場合でも全ての必要な情報の受領から60日以内に、申請者に出されると定める。
- 3 2(c)に従って加盟国が要求する追加情報が規定の時間内に提供されない場合、加盟国は事前教示の要求を拒否できる。
- 4 5を前提として、各加盟国は、当該教示の日から3年以内、又はその加盟国の法律が求めるその他の期間以内に自国の領域に輸入される当該教示で説明する全ての製品の輸入に対して事前教示を適用する。
- 5 加盟国は、もしも本協定と合致する国内法に変更があるか、重要な事実又は事前教示の基になる状況に変化があるならば、提供された情報が誤り又は不正確である、事前教示が事実誤認又は法の誤りに基づいていたという決定の上で、事前教示を改訂又は無効にできる。
- 6 加盟国の国内法の機密保持要件を前提とし、各加盟国は自国の事前教示を公開する。
- 7 輸入される製品に与えられる待遇は事前の教示に準拠すべきだと輸入者が主張する場合、税関は、輸入に関する事実と状況が、事前の教示が基にした事実と状況と合致するかどうか審査できる。
- 8 輸入国は、第5章第12条に規定する措置を適用できる。

## ■第8条 審査及び上訴

- 1 各加盟国は、自国の領域の輸入者が以下の審査を利用できるようにする。
  - (a) 再検討を条件とする決定を出した役所又は当局者からは独立した不服審査。そして、
  - (b) 加盟国の国内法に従い、不服審査の最終段階で取られる決定の司法審査。
- 2 上訴に関する決定の通知は上訴人に与えられ、当該決定の理由は書面で提供される。
- 3 不服審査の段階は、税関を監督する官庁を含むことができる。

## ■第 9 条 協議

加盟国の税関は、加盟国間で取引される産品に影響を与える重要な関税問題に関するお互いの協議を奨励することになる。

## ■第 10 条 ペーパーレス貿易

- 1 税関は、各々と各々の商取引コミュニティの間の商取引を助ける電子環境を提供するようにそれぞれ努力する。
- 2 ペーパーレス貿易に備える新たな取組みを実行する際、加盟国の税関は、APEC及び「世界税関機構」において策定される手法を考慮に入れる。

## ■第 11 条 速達委託

各加盟国は、適切な管理と関税の選択を維持すると同時に、全ての輸送貨物の効率的な通関手続きを確かにする。加盟国の現行のシステムが効率的な通関手続きを保証しない場合、以下の目的の速達委託を迅速化するための手続を採択する。

- (a) 速達委託品に関係する情報の到着前処理の規定を設けるため。
- (b) 可能ならば電子的手段を通して、速達輸送会社が運ぶ輸送貨物に含まれる全ての産品を取り扱う単一の文書の提出を許可するため。そして、
- (c) 速達委託品の引渡しに必要な文書を、可能な限り最小限に抑えるため。

## ■第 12 条 罰則

各加盟国は、本章の規定と合致する関税法の違反に対する民事処罰、刑事処分又は行政処分導入(単独か他の罰則との組み合わせかを問わず)の規定を設ける措置を採択又は維持する。

## ■第 13 条 危機管理

- 1 加盟国団は、危険性の低い産品の通関手続きを円滑にするように税関手続を施行し、危険性の高い産品を重点的に取り扱う。国境を越えた産品の流入出を増進するため、税関は当該手続を定期的に審査する。
- 2 産品の検査は税関管理からの産品の通関手続きを承認するためには不必要であると税関が見なす場合、加盟国は、全ての輸出入の文書処理又は電子的処理のための単一の場を提供するよう努力する。

## ■第 14 条 産品の引渡し

各加盟国は、産品を以下の様態で引き渡すように、最大限できる限りさせる手続を採択又は維持する。

- (a) 到着の 48 時間以内に、そして、
- (b) 倉庫又はその他の場所への一時的移動なく、到着地点で引き渡す。

## ■第 15 条 問い合わせ窓口

各加盟国は、関税に関わる事項について関係者からの問い合わせに対処するための一つ以上の問い合わせ窓口を指定し、当該問い合わせを行うための手続に関する情報をインターネット上もしくは印刷形式で入手可能にする。

## ■第 16 条 守秘義務

本章の如何なる規定も、その公開に以下のような可能性がある加盟国が見なす本章に準拠した機密情報へのアクセスを提供又は許可するよう加盟国に要求するとは解釈されない

- (a) 加盟国の法律が定める公共の利益に反する。
- (b) 法律(個人のプライバシー又は金融機関の金融業務及び個々の顧客の口座を保護するための法律を含むがそれに限らない)のいずれかに反する。
- (c) 法の執行を妨げる。又は、
- (d) 情報を提供する人の競走上の立場を侵害する。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 6 章 貿易救済措置』】

### ■第 1 条 グローバルセーフガード

- 1 この協定の如何なる規定も、セーフガード協定及び 1994 年の GATT 第 19 条や、それに代わる又は補う改正案もしくは規定に基づく加盟国の権利と義務に影響を与えない。
- 2 この協定は、1994 年の GATT 第 19 条及びセーフガード協定に従い取られる処置に関して加盟国に如何なる追加の権利又は義務も与えない。
- 3 礼儀として、加盟国は、調査の開始に関する緊急輸入制限措置とその理由について、その他の加盟国に知らせる。

### ■第 2 条 ダumping防止税及び相殺関税

- 1 この協定の如何なる規定も、Dumping防止税と相殺関税の適用に関する、WTO協定の一部である「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定(アンチダumping協定)」及び WTO協定の一部である「補助金及び相殺措置に関する協定(SCM協定)」あるいはそれに代わる又は補う改正案もしくは規定に基づく加盟国の権利と義務に影響を与えない。

- 2 この協定は、1994年のGATT第6条、アンチダンピング協定及びSCM協定に従い取られる処置に関して加盟国に如何なる追加の義務又は権利も与えない。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第7章 衛生植物検疫措置』】

### ■第1条 定義

- 1 この章において、「SPS協定」とは、WTO協定の一部である、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」を意味する。
- 2 SPS協定の付属書Aにおける定義は、必要な変更を加えて、この章に組み込まれ、本章の一部を形成する。
- 3 国際組織「国際獣疫事務局(OIE)」、「国際植物防疫条約(IPPC)」、「コーデックス委員会」が策定する関連定義は本章の履行において適用する。

### ■第2条 目的

この章の目的は、

- (a) SPS協定及び、関係国際組織(OIE、IPPC及びコーデックス委員会)が策定する適用国際基準、指針及び提言の履行を強化・支持すること。
- (b) 加盟国の領域の人間、動物又は植物の生命もしくは健康を守る一方で、貿易参入問題の解決への努力を通じた加盟国間の貿易の円滑化を通して貿易の機会を拡げること。
- (c) 衛生植物検疫問題の意思疎通、協力及び解決を改善する手段を提供すること。
- (d) 人類、動物及び植物の生命又は健康の保護と合致した加盟国が維持する衛生植物検疫措置及び地域分離行為を承認するための仕組みを作り上げること。

### ■第3条 範囲

- 1 この章は、間接的もしくは直接的に加盟国間の貿易に影響を及ぼせる、加盟国の全ての衛生植物検疫措置に適用する。
- 2 本章もしくは実施協定の如何なる規定も、SPS協定に準拠した加盟国の権利又は義務を制限しない。

### ■第4条 衛生植物検疫問題に関する小委員会

- 1 加盟国団はここに、加盟国団の所轄官庁を含む衛生植物検疫問題に関する小委員会(小委員会)を設置する。
- 2 本協定の効力発生から一年以内に集まり、それから後は最低でも年一回又は加盟国団が相互に決定する通りに集まる。小委員会は初会合での手続規則を設ける。会合は、加盟国団が相互に決定するおりに、直接、電話会談、テレビ会議、又はその他の方法を通して行う。小委員会はまた、通信を通じ

て問題に取り組むこともできる。

- 3 小委員会は、本章より起こる技術的・科学的問題を明らかにし取り組む、加盟国の専門家レベルの代表者達で構成する技術作業部会を設置することに合意する。さらに専門家が必要な場合、当該部会の構成員資格を加盟国の代表に限る必要はない。
- 4 小委員会は、以下の事項を含む本章の履行に関する問題について検討する。
  - (a) 事業計画の確立、監視及び審査。そして、
  - (b) 加盟国間の貿易を円滑化するために本章の規定を更に詳しく説明する技術的事項に関する実施協定の開始、策定、採択、審査及び改訂。
- 5 4(b)で言及する実施協定は以下の事項を含む。
  - (a) 競争当局及び連絡窓口(実施協定1)
  - (b) そのために地域分離決定を取ることができる疾病及び疫病(実施協定2)
  - (c) 地域分離決定の基準(実施協定3)
  - (d) 措置の承認(実施協定4)
  - (e) 監査実施の指針(実施協定5)
  - (f) 証明(実施協定6)
  - (g) 輸入検査(実施協定7)
  - (h) 同等性:決定の手続(実施協定8)
- 6 実施協定の履行に対して責任のある各加盟国は、関係加盟国が別に合意しない限り、採択後三ヶ月以内に当該協定の履行に必要な全ての処置を取る。
- 7 小委員会は、本章の履行について委員会に報告する。

## ■第5条 所轄官庁及び連絡窓口

- 1 本章で述べる措置の実行に責任を持つ所轄官庁は、実施協定1に列挙される。通知に関して責任を持つ連絡窓口もまた、実施協定1で示される。
- 2 加盟国団は、自国の所轄官庁又は連絡窓口の能力に関する構造、組織及び区分における重大な変化について互いに通知する。

## ■第6条 地域条件への適応

- 1 加盟国の領域に疾病や疫病が存在しない地域又は区域がある場合、加盟国団は、疾病や疫病のない状態が侵入の場合にも維持されるようにするために、実施協定2の所定の位置にこの状態と措置を列挙することに、実施協定3に従って合意することができる



- 2 実施協定2に規定する疾病又は疫病が侵入した場合には、輸入国は、加盟国間の貿易を円滑化するために実施協定2に規定する輸出国の措置を承認する。
- 3 加盟国団は、実施協定3に規定する基準に従い、実施協定2のリストに追加の疾病又は疫病を入れることに合意できる。
- 4 いずれかの加盟国が、自国が特定の疾病又は疫病に関する特殊な状態であると見なす場合、その加盟国はこの状態の承認を要求できる。当該加盟国はまた、合意された状態に対して適切な動物及び畜産物、植物及び植物性生産品、又はその他の関連製品の輸入に関する具体的な保証を要求することもできる。特定の疾病及び疫病のための保証は実施協定4に規定される。

## ■第7条 同等性

- 1 同等性は、実施協定4で規定されているような部門又は部門の一部に適用される措置とシステム、又はその一方の集合と個別の措置又はその一方に関して加盟国が承認できる。実施協定4に記録する同等性の判定は、動物及び畜産物、植物及び植物性生産品における関係加盟国間の貿易、又は必要に応じて関連製品に適用される。
- 2 同等性の承認には、以下の事項の評価と受諾が必要である。
  - (a) 管理を許可するため、そして国内及び輸入を行う国家の要件が満たされるようにするために機能している法律、基準及び手続、そしてプログラム。
  - (b) 所轄官庁の文書化された構造、権限、指揮系統、“仕事の仕方”及び利用可能な資源。そして、
  - (c) 管理・保証プログラムに関連する所轄官庁の能力。この評価において、加盟国団は既に得た経験を考慮に入れる。
- 3 もしも輸出国が、自国の措置が輸入国の適切な保護の水準を達成することを客観的に証明するならば、輸入国は、輸出国の衛生植物検疫措置を同等のものとして受け入れる。輸出国が適用する衛生植物検疫措置が輸入国の適切な保護の水準を達成しているかどうかの判定に及び際には、それらの加盟国は、実施協定8に規定する処理に従う。同等性判定の処理に関する加盟国の経験が増す中で、加盟国団は将来、処理の手順を加える又は改訂することができる。
- 4 同等性が承認されていない、もしくは適用が未決定のままである場合、貿易は、適切な保護の水準を満たすために輸入国が求める条件に基づいて行われる。これらの条件は、当該条件が合意されている実施協定4に示すとおりである。もし条件が実施協定4において合意されず組み込まれていなければ、輸出国が満たすべき条件は輸入国が規定する条件である。輸出国は、実施協定8に示す処理の結果に影響を与えることなく輸入国の条件を満たすことに同意できる。
- 5 実施協定4は以下の項目をリストにできる。
  - (a) そのために各自の植物衛生検疫措置が貿易目的上同等のものとして承認される、部門又は部門の一部に適用される個別の措置と措置の集合とシステム、又はそのいずれか一方。
  - (b) 同等性の評価が、実施協定8に示す処理に従い、実施協定4で指示する日までに（指示のない場合は輸入国が定める通りに）達成されることを可能にする処置。
  - (c) 第7章第6条に規定する特殊な状態の承認に関係する特定の保証。
  - (d) そのために加盟国団が異なる衛生植物検疫措置を適用し、3に規定する判定に結論を下して

いない、部門又は部門の部分を一覧にすることもできる。

- 6 関係加盟国の間に別段の合意がない限り、正式な衛生証明書又は植物検疫証明書は、輸入を意図しそのものために同等性が承認されている動物及び畜産物、植物及び植物性生産品、又はその他の関連産品の各委託品のために要求されることとなる。当該証明書の手本となる証明書は、実施協定6に指示される。加盟国団は、共同して実施協定6に含まれる証明書の原則又は指針を決定できる。

## ■第8条 確認

- 1 本章の規定の効果的な履行における信頼を維持するために、各加盟国は、所轄官庁の全面的管理プログラム(必要に応じて以下の事項を含む)の全て又は一部の評価を含められる、輸出国の手続の監査と確認を実行する権利を有する。
  - (a) 点検・監査プログラムの審査
  - (b) 現場検査これらの手続は実施協定5の規定に従い実行される。
- 2 各加盟国はまた、第7章第9条と合致する、輸入上の委託品に対する衛生植物検疫措置の実行を目的とした輸入検査(その結果が確認処理の一部を成す)を行う権利も有する
- 3 輸入国及び輸出国の同意を得て、加盟国は、
  - (a) 監査・確認の手続及び検査の結果と結論を非加盟国と共有できる。又は、
  - (b) 非加盟国の監査・確認の手続及び検査の結果と結論を利用できる。

## ■第9条 輸入検査

- 1 輸入される動物及び畜産物、植物及び植物性生産品、又はその他の関連産品に適用される輸入検査は、当該輸入品に付随する危険性を基にする。検査は不当な遅延なく加盟国間の貿易への影響を最小限にして実行する。
- 2 当該輸入品の輸入検査の頻度は、要請に応じて利用可能であり、実施協定7に示す場所はそれに応じて適用される。加盟国団は、実施協定4に従った進展の結果として、又は本章に規定するその他の処置や協議の結果として、責任の範囲内で、必要に応じて、頻度を修正できる。
- 3 輸入検査が関連基準と要件、又はその一方の不適合を明らかにする場合には、輸入国が取る処置は関連する危険性の評価を基にする。可能な限り、輸入者又はその代表は、輸入国の最終決定を助けるために、委託品を利用する権利及び関連情報を提供する機会が与えられる。

## ■第10条 通知

- 1 加盟国団は、以下の事項について実施協定1に示す連絡窓口を通じて書面で互いに通知する。
  - (a) 健康状態の重大な変化(実施協定2の疾病又は疫病の存在と進化を含む。)結果として起こり得る

その他の加盟国のいずれかへの伝染についての危険性の管理に関する加盟国の能力の継続的信頼を保証するように時宜に適った適切な方法で通知すること。

- (b) 実施協定2にない疾病又は疫病あるいは新たな疾病又は疫病に関する重要な研究結果。遅滞なく通知すること。
  - (c) 疾病や疫病の蔓延を防ぐ又は根絶するため、もしくは公衆の健康を守るために取られる各自の植物衛生権益措置の基本要件を越えた追加措置、並びに予防政策(予防接種政策を含む)の変更。
- 2 人間、動物又は植物の生命もしくは健康に関する深刻で差し迫った懸案事項がある場合には、即時の口頭の通知が連絡窓口に対して行われ、文書による確認が 24 時間以内に続く。
  - 3 加盟国に人間、動物又は植物の生命もしくは健康に対する危険に関する深刻な懸案事項がある場合、その状況に関する協議を、要求に応じて、できる限り早く、加盟国団の間で別段の合意がない限りどんな場合でも13日以内に開催する。各加盟国は、このような状況において、貿易の混乱を回避するため、そして互いに受け入れることのできる解決に達するために必要な全ての情報を提供するよう努力する。
  - 4 衛生植物検疫措置を受ける産品については、関係する基準と要件、又はその一方との不適合がある場合、輸入国は、実施協定7に示すとおり不適合についてできるだけ早く輸出国に通知する。

## ■第 11 条 暫定的措置

第 7 章第 10 条、特に第 7 章第 10 条の3を侵害することなく、加盟国は、深刻な人間、動物又は植物の生命もしくは健康上の理由で、人間、動物又は植物の生命もしくは健康を守るために必要な暫定的措置を採択できる。当該措置は 24 時間以内にその他の加盟国の通知され、要請に応じて、事態に関する協議が 13 日以内(加盟国団の別段の合意がない限り)に開かれる。加盟国団は、当該協議を通じて提供される情報を十分に考慮する。

## ■第 12 条 情報交換

- 1 加盟国団は、実施協定1に示す連絡窓口を通して、確かさをもたらし、相互信頼を生み、管理されたプログラムの有効性を証明するために、統一的且つ組織的に、本章の履行に関連する情報を交換する。

必要に応じて、これらの目的の成果は職員の交換により高めることができる。

- 2 各自の衛生植物検疫措置の変更、そしてその他の関連情報に関する情報交換は、以下の事項を含む。
  - (a) 本章に影響を与える可能性のある規制基準又は規制上の要件の変更の提案を(その確定に先立ち)検討する機会。
  - (b) 貿易に影響を与える最近の動向に関する状況説明。そして、
  - (c) 第 7 章第 8 条に規定する確認手続の結果に関する情報。
- 3 加盟国団は、衛生植物検疫措置及び関連事項についての関係科学討論会に対する学術論文または科学的データの共有を規定することができる。

## ■第 13 条 技術的協議

- 1 加盟国は、本章で取り扱う措置の適用又は本章の規定の解釈に関する問題の解決を目的として別の加盟国との協議を開始できる。
- 2 加盟国が協議を要請する場合、当該協議は出来る限り速やかに開催される。
- 3 もし加盟国が必要と見なすなら、小委員会に当該協議を円滑化するよう要請できる。小委員会は、更なる議論のために問題を特別作業部会に委託できる。特別作業部会は、問題の解決に関して小委員会に提言できる。小委員会は、不当に遅延することなく問題の解決を目的として提言について議論する。
- 4 当該協議は第 15 条(紛争解決)に基づく加盟国の権利と義務を侵害するものではない。

## ■第 14 条 協力

- 1 加盟国団は、本章の規定と一致する共通の利益となる衛生植物検疫問題に関して更なる協力と連携の機会を模索する。
- 2 加盟国団は、第一次産業問題に関係する第 16 章(戦略的連携)の規定及び付随する実施協定が、本章の履行に関連することを認める。
- 3 加盟国団は、本章の履行、そして特に本章の実施協定の策定を円滑にするために、互いに協力することに合意する。

## 【 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 8 章 貿易の技術的障害』】

### ■第 1 条 定義

- 1 この章において、

「技術規則の同等性」とは、一国以上の加盟国が、別の加盟国の技術規則が自国の規則の正当な目的を達成することを認めることを意味する。

「規制当局」とは、産品に適用される適合性評価手続及び技術規則の準備もしくは採択に責任を持つ局を意味する。

「技術規則」には、規制当局が、性能基準型規制に関わる必須条件を満たすと認める規格も含まれる。

「TBT協定」とは、WTO協定の一部である、「貿易の技術的障害に関する協定」を意味する。

- 2 TBT協定付属書 I における定義は、“必要な変更を加えて”この章に取り入れられその一部を成す。

### ■第 2 条 目的

この章の目的は、TBT協定の実行の助成と、規格及び適合性に関するAPECの取組みの拡大を通して、貿易の増加と円滑にすることである。可能な限り、加盟国団は次の方法によって順守コストの削減を目指す。

- (a) 加盟国団内の産品の貿易に対する不必要な技術的障害を排除する。

- (b) 産品に適用される適合性評価、技術規則及び規格に責任を持つ加盟国の規制機関間の連携を強化する。そして、
- (c) 貿易の技術的障害の影響に取り組む枠組みを提供する。

### ■第3条 範囲

- 1 この章は、2及び3に規定されている場合を除き、加盟国間の産品の貿易に、直接的又は間接的に影響を与える可能性のある、全ての規格と技術規則、そして適合性評価手続に適用される。
- 2 この章は、第11章(政府調達)で取り扱う当該事業体の消費又は生産の要件のために、政府事業体が用意する技術仕様には適用されない。
- 3 この章は、第7章(衛生植物検疫措置)で取り扱う衛生植物検疫措置には適用されない。
- 4 この章の如何なる規定も、不達成が生み出す恐れのあるリスクを考慮に入れた正当な目的を達成するために必要な、TBT協定に基づく権利と義務に従って、技術規則又は規格を採択あるいは維持することを阻害しない。これは、人間の健康又は安全の保護、動植物の生命又は健康の保護、環境の保護、詐欺的行為の防止、国家安全保障要件を確実にするために必要な技術規則を含む。

### ■第4条 貿易の技術障壁に関する協定の支持

加盟国団はTBT協定に基づく、互いの既存の義務と権利を支持する。

### ■第5条 原産地

- 1 この章は、その原産地に関わらず、加盟国間で売買される全ての産品に適用される。
- 2 1に関わらず、加盟国は、費用のかかる審査手順の導入を回避するために、そしてその技術規則がTBT協定に適合する限り、技術規則の適用を通して非加盟国の産品に特別の配慮を与えることができる。これは、第8章第11条の2に定める連絡窓口を通じてその他の加盟国に通知される。

### ■第6条 貿易の円滑化

- 1 加盟国団は、互いの市場へのアクセスを容易にすることを目的として、基準、技術規則及び適合性評価手続の領域での共同作業を増強する。特に、加盟国団は、特定の問題又は部門に適した加盟国間の構想を明確にするよう努力する。当該構想は、相互承認を通じた協力並びに、例えば技術規則及び規格の同等性又は調和、国際規格の調整、供給業者の適合宣言に対する信頼、適合性評価機関に資格を与える認定の利用等のような、規制問題に関する協力を含めることができる。
- 2 加盟国が明らかにする新たな取組みは、国際規格の利用、透明性、情報交換、順守コストの削減の促進に焦点を合わせる。

## ■第7条 国際規格

- 1 加盟国団は、関連国際規格が存在する、又はその完成が近づいている場合、技術規則及び関係適合性評価手続の下地として、国際規格又は国際規格の関連部分を利用する。ただし、当該国際規格やその関連部分が、正当な目的を達成するために不適當又は非効果的な場合を除く。
- 2 この点において、加盟国団は、2002年5月23日のG/TBT/1/Rev.8の第9章「貿易の技術的障害に関する協定 第2条、5条及び付属書3に関連する国際規格、指針及び勧告の策定のための原則に関する委員会決定」に示すWTOの貿易の技術的障害に関する委員会の決定を適用する。
- 3 加盟国団は、技術規則の基準となるであろう当該機関内で策定される国際規格が貿易を円滑化し、国際貿易に不必要な障害を作らないことを保証する国際標準化機関への参加を背景に、必要に応じて、互いに協力する。

## ■第8条 技術規則の同等性

- 1 各加盟国は、たとえ、その技術規則が自国のものと異なるうとも、別の加盟国の技術規則を同等のものと認めることを前向きに検討する。ただし、その技術規則が、正当な目的の達成及び同水準の保護の実現において、自国の技術規則が生み出すのと同等の結果を出すことが条件である。
- 2 加盟国は、別の加盟国の要求に応じて、その加盟国の技術規則を同等と認めない理由を説明する。

## ■第9条 適合性評価手続

- 1 加盟国団は、以下の事項を含む、適合性評価手続の結果の受理を円滑にするための幅広い仕組みが存在することを認める
  - (a) 供給業者の適合宣言への輸入側加盟国の信頼。
  - (b) 別の加盟国の領域で行われた適合性評価の結果の加盟国一国による一方的承認。
  - (c) 互いの領域の適合性評価機関の間の協力的な取り決め。
  - (d) 別の加盟国の領域に位置する機関によって実施される適合性評価手続の相互承認。
  - (e) 適合性評価機関に資格を与えるための認定手続。
  - (f) 適合性評価機関の政府指定。そして、
  - (g) 重複を避け費用対効果の高い、行政の効率性を高める解決策の考案。
- 2 加盟国団は、適合性評価結果の受理を円滑にする仕組みの範囲に関する情報交換を強化する。
- 3 加盟国団は、加盟国間で適用する適合性評価手続が、不適合が生み出す恐れがあるリスクを考慮に入れて、製品が適用される技術規則に沿うという信頼性を輸入側加盟国にもたらしするために必要である以上の制限をしないことを保証することによる、貿易の円滑化を確実にするよう努める。
- 4 適合性評価手続の結果を受け入れる前に、そして互いの適合性評価結果の継続的信頼性に対する信用を強化するために、加盟国団は、必要に応じて、例えば関係する適合性評価機関の専門的能力のような問題について協議できる。

- 5 加盟国は、別の加盟国の要請に応じて、その別の加盟国の領域で行われた適合性評価手続の結果を受け入れない理由を説明する。
- 6 各加盟国は、その領域の適合性評価機関に劣らない条件で、別の加盟国の領域の適合性評価機関を認定、承認、認可の授与、さもなければ容認する。もし、加盟国が、自国の領域の特定の技術規則又は規格との適合性を評価する団体を認定、承認、認可の授与、さもなければ容認し、別の加盟国の領域の技術規則又は規格との適合性を評価する団体を認定、承認、認可の授与、さもなければ容認することを拒否するならば、その加盟国は、要求に応じて、拒否の理由を説明する。
- 7 加盟国が、他のいずれかの加盟国の領域の団体が行う適合性評価手続結果の、その領域での認証の促進に関する交渉の開始を求める別の加盟国からの要求を断る場合、その加盟国は、要求に応じて、その理由を説明する。

## ■第 10 条 透明性

- 1 人に有意義な意見を与える機会を広げるために、TBT協定第 2 章 9 条又は第 5 章 6 条に基づき案内を公示する加盟国は、
  - (a) 加盟国が提案する取組みの論拠及び提案の目的を説明する記述を案内に含める。
  - (b) TBT協定に従いWTOメンバーに提案を通知する一方で、TBT協定の第 10 条に基づき設置する問い合わせ窓口を通じて、電子的にその他の加盟国に提案を伝達する。
- 2 各加盟国は、人及び他の加盟国に、提案について文面で意見を述べるため、1(b)に基づく伝達から最低 60 日間を与える。
- 3 加盟国が、TBT協定の第 2 章第 10 条又は第 5 章第 7 条に基づき通知を行う場合、一方でその他の加盟国にも、電子的に、1(b)に言及する問い合わせ窓口を通して、通知を伝達する。

## ■第 11 条 技術協力及び貿易の技術的障害に関する小委員会

- 1 加盟国団は、これにより、加盟国の連絡窓口の職員から成る、貿易の技術的障害に関する小委員会（以下、小委員会）を設置する。
- 2 加盟国団は、連絡窓口となる政府組織の名称並びに、電話、FAX、Eメール及び他の関連する詳細を含む、その組織の所部の職員の連絡詳細を互いに提供する。加盟国団は、連絡窓口の変更、又は所部の職員の詳細の変更を、直ちに互いに通知する。
- 3 小委員会は、この章の運用の監視及び履行、並びに、特に以下の事項に責任を持つ。
  - (a) 協力強化のための優先部門の特定。
  - (b) 優先分野における事業計画の確立。
  - (c) 加盟国の領域の関係人及び関係組織との事業計画への参加の調整。
  - (d) 事業計画の監視。
  - (e) 技術規則及び適合性評価手続の策定、採択、適用、又は実施に関連して加盟国が提起できる

問題への対処。

- (f) 技術規則及び適合性評価手続の改善と発展における協力の強化。
  - (g) 必要に応じた、加盟国領域の適合性評価機関や政府・非政府認定機関の間の部門別協力の円滑化。
  - (h) 標準化、技術規則並びに適合性評価手続に関係する活動に携わる非政府・地域・多国間フォーラムの進展に関する情報交換。
  - (i) 加盟国がTBT協定の履行と加盟国間の製品の貿易の円滑化を支援すると見なすその他の措置を講じること。
  - (j) TBT協定に基づく進展を考慮に入れた本章の見直し、並びにそれらの進展を考慮に入れた本章の改訂に関する勧告の策定。そして、
  - (k) 適切と考える通りの、この章の履行に関する委員会への報告
- 4 要求に応じて、加盟国は、本章に基づく更なる技術協力のために別の加盟国が行う、分野特有の提案に、好意的な配慮を払う。
  - 5 委員会は、電話会談、テレビ会議もしくは加盟国団が相互に決定するその他の手段を通して、最低年一回、あるいは加盟国団の一国の要請によってはより頻繁に、本章の管理及び実行を促進し監視する会議を行う。
  - 6 加盟国が、本章の付属書で取り扱う産品が健康、安全又は環境にもたらす可能性があると思なす緊急の危険に対応するための措置を講じる場合、実施協定に規定する制限期間に、その他の加盟国にその措置並びにその導入の理由について通知する。

## ■第 12 条 技術協議

- 1 加盟国は、この章に基づき起こる問題を解決するために、各自の連絡窓口を通じて、別の加盟国と技術協議を開始する。
- 2 加盟国団が別の方法で相互に決定しない限り、加盟国団は、Eメール、電話会談、テレビ会議もしくは加盟国団が相互に決定するその他の手段を通じた技術協議の要請から、妥当な期間技術協議を開催する。加盟国団は、折に触れ、妥当と思なす期間を文面に明記する。
- 3 加盟国は、もしそれが必要と思なすならば、委員会に、当該技術協議を円滑にするよう要求できる。
- 4 当該技術協議は、第 15 章(紛争解決)に基づく加盟国の義務と権利を侵害するものではない。

## ■第 13 条 付属書及び実施協定

- 1 加盟国団は、第 17 章(管理上・制度上の規定)に従い、加盟国間の貿易に適用される適合性評価及び技術規則に関係する手続と合意原則に示すこの章に対する付属書を締結できる。
- 2 加盟国団は、第 8 章 11 条に従い、1に言及する付属書の実施の詳細を示す実施協定、もしくは、第 8 章 11 条に基づき確立する事業計画に関連して結ぶ取り決めを発展させることができる。



- 3 加盟国団は、特に二国以上の加盟国間の貿易に適用される適合性評価及び技術規則に関する既存の取り決めを付属書並びに実施協定に組み込むよう努める。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第9章 競争政策』】

### ■第1条 目的

- 1 加盟国団は、経済的効率及び消費者福祉を促進する開放的競争市場を創造し、維持することの戦略的重要性を認識する。
- 2 この目標に向かって、各加盟国は、投資及び貿易の障害を削減し排除するよう尽力する。その方法は以下の事項も含む。
  - (a) 私的・公的両方のビジネス活動を含む、全形式の商業活動への競争法(制定法)の適用。並びに、
  - (b) 生産地と目的地の間でも、経済主体間でも差別しない方法での競争法(制定法)の適用。
- 3 加盟国団は、反競争的事業活動は本協定によって生じる利益を妨げることが可能であると認識する。加盟国団は、反競争的事業活動によって減退している、又は相殺されている产品及びサービスの自由化プロセスの観点からは本協定の利益を回避するように、本協定と合致する方法で各自の競争法を適用することを約束する。

### ■第2条 競争法と執行

- 1 各加盟国は、経済的効率及び消費者福祉を促進するという目的を持って、反競争的事業活動を禁止する競争法を採択又は維持する。
- 2 競争に関する歪み又は制限を阻止することを目的として、加盟国団は、市場における単独又は共同の支配的地位から起こる横暴な挙動、並びに、競争相手による反競争的協定、協調行為又は取り決めに特別の注意を払う。これらの慣行は、产品及びサービスに言及し、企業が、その企業の所有権に関わりなく実行できる。
- 3 競争法は全ての商業活動に適用される。しかしながら、各加盟国は、一般競争法の適用から特定の措置又は部門を免除できる。ただし、当該免除に透明性があり、公共政策又は公共の利益を理由に行われることが条件である。本協定の効力発生日の時点での加盟国の免除項目は、第9章付属書Aに示される。それらの免除には、加盟国間の貿易に悪影響を与える目的はない。もし加盟国が、別の加盟国との貿易に影響を与える可能性があると思えば、その加盟国に通知するものとする。なお、その加盟国は第9章第5条に基づき協議を要請できる。委員会は、実施協定を通して免除項目のリストへの追加もしくは削除を実行する。
- 4 各加盟国は、反競争的事業活動を法律で禁止する措置の実施に責任を持つ競争当局を設置又は維持する。各加盟国の競争当局の施行方針は、手続の対象が、その加盟国の領域内で業務を続ける限りにおいて、その国籍を理由に差別しない。
- 5 各加盟国は、競争法違反の制裁措置又は救済措置の発動に従う人には、家庭裁判所もしくは独立裁判所において、当該制裁又は救済の見直しを求める、証拠を提出する、並びに証言を聞いてもらう機会が与えられることを保証する。

### ■第3条 協力

- 1 加盟国団は、競争政策の策定に関する情報交換によって、競争政策の分野で協力し調整を行うことに合意する。加盟国団はまた、各自の管轄区域における効果的な競争法執行を促進するための、各自の競争当局間の協力と調整の重要性を認識する。それゆえ、加盟国団は、通知、協議及び情報交換を含む、競争法執行問題について協力する。
- 2 加盟国団は各自の競争当局を通して、本協定の効力発生日の後、協力の合意を求める。

### ■第4条 通知

- 1 各加盟国は、以下のような場合には、反競争的事業活動に関する執行活動についてその他の加盟国に通知する。
  - (a) 執行活動が別の加盟国の重要な利益に重大な影響を与える傾向があると見なす。
  - (b) (執行活動が)競争に対する、別の加盟国の領域に直接的で重大な影響を持つ傾向のある制限に関係する。又は。
  - (c) (執行活動が)別の加盟国で主に行われている反競争的行為に関係する。
- 2 通知は手続の早期の段階で行われる。ただし、それが加盟国団の競争法に反しないこと、実行中の投資に影響を与えないことが条件である。

### ■第5条 協議及び情報交換

- 1 加盟国の要請に応じて、加盟国団は、本章の目的の範囲内で加盟国間の貿易又は投資の競争による利益に悪影響を与える問題について協議する。
- 2 本章の規定に従って行われる協議との関連で加盟国間で交換される情報又は文書は、機密として保持される。如何なる加盟国も、国内の法的要件に従うため以外で、当該情報又は文書を提供した加盟国の文書による承諾なしに、人に当該情報又は文書を開示もしくは公開しない。当該情報又は文書の開示が、加盟国国内の法的要件に従うために必要な場合、その加盟国は、当該開示を行う前に、その他の加盟国に通知する。加盟国団は、機密と見なさない情報の一般公開に同意することができる。

### ■第6条 公営企業及び、指定独占を含む特権又は独占権を委任された企業

- 1 この章の如何なる規定も、加盟国が、各国の法律に従って私的独占又は公的独占を指定あるいは維持することを妨げない。
- 2 公営企業及び特権又は独占権が与えられている企業に関して、加盟国団は、本協定の効力発生日後に、加盟国団の利益及び本協定に反する、加盟国間の産品又はサービスの貿易を歪める措置が採択又は維持されないこと、そして、当該規則の適用が当該企業に負う特定の業務の遂行を、法律上又は事実上、妨害しない限りにおいて、当該企業が競争の規則に従うことを保証する。

## ■第7条 紛争解決

- 1 この章の如何なる規定も、加盟国が、適用可能な競争法及び規制の執行において別の加盟国の競争当局が成す決定に異議を唱えることを許可しない。
- 2 如何なる加盟国も、この章に関連して、又はこの章より起こる問題のために、この協定に基づく紛争解決手続きには頼らない。

## ■付属書A

本付属書は、本協定から生じる利益に影響を与えることができ、第9章第2条に従った全ての商取引に対する競争法適用の免除品を列挙する。本協定の他の章の範囲内である競争法適用の免除品は含まない。

### ・ニュージーランド

ニュージーランド通商法の特定免除品

「医薬品管理局による医薬品補助金(2000年のニュージーランド公衆衛生障害法の53項)」—その法令は、通商法の第II部(制限的商慣行)から医薬品の購入と助成に関わる特定の協定を免除する。

「輸出取決め(44項(1)(g))」—ニュージーランドからの製品の輸出にのみ、又はニュージーランドの完全に外側でのサービスの提供にのみ関わる「輸出取決め」は、通商委員会への適正な通知を条件として、通商法(制限的商慣行に関する第II部)を免除される。

「農業生産者委員会」—通商法(制限的商慣行に関する第II部)の制限的免除品は、「2004年の食肉委員会法」及び「1997年の養豚業委員会法」に含まれる。これらの免除品は、産業に役立つ活動(例:市場振興及び調査)に資金を出すことを目的とした委員会による徴収を設定する取決めに関わる。食肉委員会については、免除は輸出関税割当協定に関する委員会の実施にまで及ぶ。

### ・シンガポール

- 1 認可され規制される企業による通常の手紙・葉書サービスの提供。
- 2 水道浄水の提供。
- 3 排水管理サービスの提供(排水の回収、処理及び処分を含む。)
- 4 公共交通機関:
  - a. 公共交通会議法(Cap. 259B)に基づき認可され規制される人による定期バス便サービスの提供。
  - b. 高速輸送システム法(Cap. 263A)に基づき認可され規制される人による鉄道サービスの提供。
- 5 シンガポール海洋港湾局法(Cap. 263A)に基づき認可され規制される人による貨物ターミナル業務。
- 6 銀行(決済)規則(Cap. 19, RG 1)に基づき設置される自動決済機関(ACH)が請け負う品物の決済と交換、及びACHに関わる活動に関連するシンガポール決済協会(SCHA)の活動。
- 7 競争に関わる成文法下に公布される成文法又は行動規約に基づき承認される合併吸収(M&As)、及び上記の活動/部門のいずれかに関わるM&As。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第10章 知的財産』】

### ■第1条 定義

この章において、

・TRIPS協定 TRIPS Agreement

は、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」を意味する。

・知的財産 Intellectual property

は、TRIPS協定の第二部の第一節から第七節の主題である知的財産の全分類を表す。つまり、著作権及び関連する権利・商標・地理的表示・工業意匠・特許・集積回路の回路配置・未公開情報の保護である。(この章において、「知的財産」は、植物多様性の保護も含む)

### ■第2条 知的財産原則

- 1 加盟国団は、経済的・社会的発展の促進における、特にデジタル社会と技術革新、そして貿易での、知的財産の重要性を認識する。
- 2 加盟国団は、保護対象に関して、社会及び利用者の正当な利益と権利者の権利の間でバランスを取ることの必要性を認識する。
- 3 加盟国団は、次のことを追求する知的所有権の管理体制と制度の維持に尽力する。それは、
  - (a) 思想・技術・創造的作品の普及を通して、国家間取引及び経済的・社会的発展を円滑にすること。
  - (b) 知的財産の権利者と利用者のために、知的所有権の保護と行使に関する確実性を提供すること。
  - (c) 特に知的所有権を侵害する製品の貿易を排除することを目的として、知的所有権の行使を容易にすること。

### ■第3条 一般的規定

- 1 加盟国団は、TRIPS協定と、彼らが参加している、知的財産に関係するその他の多国間協定に基づき、お互いに対して、その既存の義務と権利を支持する。この目標に向かって、この章のなにもものも、TRIPS協定又は他の多国間の知的財産協定に基づき、加盟国団がお互いに対して持つ既存の権利と義務を損なわない。
- 2 当該措置がこの協定と一致することを条件に、この章のなにもものも、権利者による知的所有権の乱用、又は不当に貿易を制限したり、技術の国家間移転に悪影響を及ぼすような方法に訴えることを阻止するための適切な措置を、加盟国が採択することを阻害しない。特に、この章のなにもものも、知的所有権の乱用から起こるだろう反競争的慣行を阻止するために必要な措置を、加盟国が採択することを阻害しない。
- 3 各加盟国の国際的義務を前提とし、加盟国団は、自身らに以下のことが可能であると確約する。

それは、

- (a) 知的所有権の国際消尽を規定すること。
  - (b) 標準形式の、契約交渉なき製品用ライセンスの規定は、消費者が、国内の知的財産法に認められる制限及び例外を行使することを阻害しないと定めること。
  - (c) 技術的措置が適用されている場合に許された行為の実行を容易にする規定を定めること。そして、
  - (d) 伝統的知識を保護するための適切な措置を定めること。
- 4 加盟国団は、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)と、実演及びレコードに関する世界知的所有権条約(WPPT)に従うレコード製作者及び著作権保有者に、公衆送信権と複製権を認める。加盟国団は、TRIPS協定に従って実演者の権利を定める。加盟国団は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約・TRIPS協定・WCT・WPPTに基づいて、適用可能な制限及び例外を国内法に設けることができる。これらの規定は、デジタル環境において適切な、新規の例外や制限を考案することを、加盟国に許可するよう理解される。
- 5 TRIPS協定に基づく義務を前提に、各加盟国は、他の加盟国の実演者・レコード製作者・放送機関の権利を、その人々が他の加盟国の管轄内で認められている権利まで制限できる。

## ■第4条 商標

- 1 各加盟国は、利害関係者に、商標の適用に反対し、登録済み商標の取消しを要請する機会を与える。
- 2 商標に関して、加盟国団は、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(1976)」の分類に従い、商品及びサービスを分類するよう奨励される。

## ■第5条 地理的表示

- 1 第10章附属書Aに列挙する表現は、TRIPS協定第22条(1)の意義の範囲内で、加盟国各自のぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示として認識される。国内法を前提とし、TRIPS協定と一致する方法で、当該表現は、その他の加盟国の領域で、地理的表示として保護される。  
(より確かにすると、加盟国団は、その地理的表示が、各自の国内法に示される諸条件によって、又それらに準じて許される範囲でのみ、ブルネイ・ダルサラーム、チリ、ニュージーランド、そしてシンガポールで承認され、保護されるということを認める)
- 2 加盟国の要請に応じて、委員会は、第10章附属書Aからの地理的表示の削除又は追加を決定できる。

## ■第6条 国名

加盟国団は、産品との関連で加盟国の国名が、当該産品の原産地について消費者を誤認させるような方法で商業利用されることを防ぐための法的手段を、利害関係者に提供する。

## ■第7条 協力

加盟国団は、第10章第2条に示す原則に従って、協力することに合意する。当該協力に含めることができるのは、特に、

- (a) 知的所有権の行使のための連絡窓口の通知。
- (b) 各自の外庁の知的財産に関する政策の進展に関する情報交換。当該進展は、デジタル著作権管理情報の適切な保護に関する措置の履行と、著作権法に基づく適切な制限及び例外の履行を含むことができるが、これらに限らない。
- (c) 知的所有権の効率的な登録を促すことを目的とした、知的所有権制度の履行に関する情報交換。
- (d) 執行機関や教育機関及び知的所有権の分野に関心を持つその他の組織を含む、各自の外庁の間の連絡と協力の発展の促進。
- (e) 多国間地域フォーラムでの、知的財産に関する新たな取組みについての政策対話。
- (f) 知的所有権と制度の認知を促すための適切な取組みに関する協力と情報交換。そして、
- (g) 加盟国間で相互に決定できる他の活動及び取組み。

## ■補遺A 地理的表示のリスト

チリの地理的表示のリスト

原産地呼称名(ワイン)

Valle de Aconcagua  
Alhue  
Valle del Bio Bio  
Buin  
Valle del Cachapoal  
Valle de Casablanca  
Cauquenes  
Chillan  
Chimbarongo  
Valle del Choapa  
Coelemu  
Valle de Colchagua  
Valle de Copiapo  
Valle de Curico  
Region de Aconcagua  
Region de Atacama  
Region de Coquimbo  
Valle del Claro  
Region del Sur  
Region del Valle Central  
Valle del Elqui  
Valle del Huasco  
Illapel  
Isla de Maipo

Valle del Itata  
Valle de Leyda  
Valle del Limari  
Linares  
Valle del Loncomilla  
Valle del Lontue  
Lolol  
Valle del Maipo  
Maria Pinto  
Valle del Marga-Marga  
Valle del Maule  
Marchigue  
Valle del Malleco  
Melipilla  
Molina  
Monte Patria  
Mulchen  
Nancagua  
Ovalle  
Paiguano  
Pajarete  
Palmilla  
Panquehue  
Parral  
Pencahue  
Peralillo  
Peumo  
Pirque  
Portezuelo  
Puente Alto  
Punitaqui  
Quillon  
Rancagua  
Valle del Rapel  
Rauco  
Rengo  
Requinoa  
Rio Hurtado  
Romeral  
Sagrada Familia  
Valle de San Antonio  
San Juan  
Salamanca  
San Clemente  
San Fernando  
San Javier  
San Rafael  
Santa Cruz  
Santiago  
Talagante  
Talca  
Valle del Teno  
Valle delTutuven  
Traiguen

Vicuna  
Villa Alegre  
Vino Asoleado  
Yumbel

原産地呼称名(蒸留酒)／国

Pisco／チリ

## 第11章:略

# 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第12章 サービス貿易』】

## ■第1条 定義

この章において、

「商業拠点」とは、以下の行為によるものを含む、あらゆる種類の事業所又は専門施設を意味する。

(a) 法人の設立、買収又は維持。又は、

(b) サービスの提供を目的とした加盟国の領域内での、支店又は代理店の作成もしくは維持。

「企業」とは、第2章第1条(一般的定義)に規定する企業、並びに企業の支店を意味する。

「加盟国が採択又は維持する措置」とは、以下の存在が採択又は維持する措置を意味する。

(a) 中央又は地方の政府及び機関。並びに、

(b) 中央又は地方の政府もしくは機関により委譲された権限を行使する非政府団体。

当該措置は以下の事項に影響を与える措置を含む。

(a) サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入。

(b) サービスの購入、利用、又は支払。

(c) サービス提供に関連した流通・輸送・通信ネットワークへのアクセス及び利用。

(d) 別の加盟国のサービス提供者のその国の領域における商業拠点を含む拠点。並びに、

(e) サービス提供の条件としての保証金又は他の形式の金融保証の提供。

「政府権限の行使として供給されるサービス」とは、商業ベースでもなく、一つ以上のサービス提供者との競争によることもなく、供給されるサービスを意味する。

「加盟国のサービス提供者」とは、サービスを供給する、又は供給しようとする加盟国の人を意味する。

「特殊航空サービス」とは、非空輸サービス(例:空中での消火活動、観光、散布、測量、地図作成活動、写真撮影、パラシュート・ジャンピング、グライダー曳航、伐木搬出及び建設用のヘリコプター・リフト、並びに他の空中での農業サービス、工業サービス、及び調査サービス)を意味する。

「国営企業」とは、加盟国が持分権を通して所有又は管理する企業を意味する。



「サービスの貿易」又は「サービス提供」とは、以下の方式のサービスの供給を意味する。

- (a) いずれかの加盟国の領域から別の加盟国の領域へのサービスの供給(越境方式)
- (b) いずれかの加盟国の領域における、その加盟国の人により別の加盟国の人に対して行われるサービスの供給(外国消費方式)
- (c) いずれかの加盟国のサービス提供者により、別の加盟国の領域における商業拠点を通じて行われるサービスの供給(商業拠点方式)又は、
- (d) 加盟国の国民による別の加盟国の領域でのサービスの供給(自然人存在方式)

## ■第2条 目的

この章の目的は、国策目標に(それが地域の実情を反映する場合を含めて)然るべき敬意を払いながら、公共サービスの出資と提供における政府の役割並びに、サービスを規制するための加盟国の権利(新たな規則の導入を含む)を承認する一方で、透明性及び漸進的自由化を条件として、相互に有益な方式でサービスの貿易の拡大を促進することである。

## ■第3条 範囲

- 1 この章はサービスの貿易に影響を与える、加盟国が採択又は維持する措置に適用する。
- 2 この章は以下の事項には適用しない。
  - (a) 第12章付属書Aに定義する金融サービス。
  - (b) 商業販売用のサービス提供における利用、あるいは商業的再販を目的とせず、政治上の目的で購入されたサービスの政府系機関による調達を統制する、一般に適用する法律、規制、政策、又は手続を意味する政府調達。  
(注※ 本章と第11章(政府調達)の間に不一致がある場合、後者の章が不一致の及ぶ範囲において優先する)
  - (c) 政府権限の行使により供給されるサービス。
  - (d) 加盟国もしくは国営企業による助成金又は補助金。(注※) あるいは、当該助成金又は補助金の受理又は継続的受理に付随する条件。当該助成金又は補助金が国内のサービス、サービス消費者又はサービス提供者にのみ提供されているのかどうかは関係ないものとする。  
(注※ 政府が支援する借款・保証・保険を含む)
  - (e) 加盟国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を与える措置。
  - (f) 永続的な市民権、国籍、居住又は雇用に関する措置。
- 3 この章は、次に挙げるもの以外の、航空サービスの支援(注※)における関連サービス又は、(定期便であろうと不定期便であろうと)空輸サービスには適用しない。  
(注※ 例: 空港業務{グラウンドハンドリング})
  - (a) 航空機が業務から離れている間の航空機の修理サービス及び保守サービス。

- (b) 空輸サービスの販売及びマーケティング。
- (c) コンピューター座席予約システム。
- (d) 特殊航空サービス。並びに、
- (e) 「多国間国際航空輸送自由化協定(MALIAT)」に示す国際空輸サービス。なお、本協定とMALIATの間に不一致がある範囲では、MALIATに基づく権利と義務が常に優先する。

4 この章の如何なる規定も、他の加盟国の自然人の自国領域への入国又は一時的滞在を規制する措置(国境の完全性を守り、国境を越える自然人の秩序ある移動を確実にするために必要な措置を含む)の加盟国による適用を妨げない。ただし、当該措置が、本章の条件下で前述の他の加盟国に生じる利益を無にする又は減じる方法で適用されないことが条件である。ある国の自然人には査証を要求し、他国の自然人には要求しないという事実のみをもって、本章に基づく利益が無効にされているとは見なされない。

## ■第4条 内国民待遇

各加盟国は、別の加盟国のサービス及びサービス提供者に、類似の状況で、自国のサービス及びサービス提供者に認めるのに劣らない待遇を与える。

## ■第5条 最恵国待遇

各加盟国は、別の加盟国のサービス及びサービス提供者に、類似の状況で、非加盟国のサービス及びサービス提供者に認めるのに劣らない待遇を与える。

## ■第6条 市場アクセス

如何なる加盟国も、地域細分に基づこうと全領域に基づこうと、以下の事項を採択もしくは維持しない。

- (a) 数量割当、専売公社、独占的サービス提供者又は経済上の需要考査の要件、いずれの形であれ、サービス提供者数に対する制限。
- (b) 数量割当又は経済上の需要考査要件という形での、サービスの取引総額又は資産総額に対する制限。
- (c) 指定の数量単位を用いて表されるサービスの総産出量又はサービス事業の総数に対する、割当又は経済上の需要考査要件という形での制限。  
(注※ この項は、サービス提供の投入資本を制限する加盟国の措置は取り扱わない)
- (d) 特定のサービス部門で雇用される、又はサービス提供者が雇用できる、特定のサービス提供のために必要でありその供給に直接関係する自然人の総数に対する、数量割当又は経済上の需要考査要件という形での制限。そして、
- (e) サービス提供者がサービスを供給できる特定の種類の法人組織又は共同事業を制限もしくは要求する措置。

## ■第7条 拠点設置

如何なる加盟国も、別の加盟国のサービス提供者に、サービス提供の条件として、自国領域に居住するように、あるいは代理店又は何らかの企業を設置もしくは維持するように要求することはできない。

## ■第8条 不適合措置

1 第12章第4条、5条、6条及び7条は、以下の事項には適用しない。

(a) 以下の段階で加盟国が維持する現行の不適合措置

(i) 付属書Ⅲのスケジュールでその加盟国が示すような、中央政府レベル。又は、

(ii) 地方政府レベル。

(b) (a)で言及する不適合措置の継続又は速やかな刷新。

(c) 第12章第4条、5条、6条及び7条と、(修正案の直前に存在する通りの)措置との適合性を損なわない程度の、(a)で言及する不適合措置の修正案

2 第12章第4条、5条、6条及び7条は、付属書Ⅳのスケジュールに示すような部門、下位部門、もしくは活動に関して、加盟国が採択又は維持する措置には適用しない。

## ■第9条 審査

加盟国団は、相互に有益な方式での加盟国間のサービスの貿易の漸進的な自由化を目的として、本章の履行を審査するために、本協定の効力発生から2年以内、そしてその後は最低でも3年毎、又は別途合意する通りに協議し、他のサービスの貿易を相互の利益問題と見なす。

## ■第10条 国内規則

1 各加盟国は、サービスの貿易に影響を与える、一般に適用する全ての措置が、合理的で客観的且つ公平な方法で施行されるように努める。

2 資格要件及び資格手続、技術規格、並びに免許交付要件に関連する措置が、サービスの貿易に対する不必要な障壁とならないようにすることを目的として、各加盟国は、自国が採択又は維持する当該措置における以下の事項を確実にする。

(a) 客観的で透明性のある基準(例: サービスを供給する適正及び能力)に基づくこと。

(b) サービスの質を保証するために必要である以上の負担ではないこと。

(c) 免許交付手続については、それ自体がサービス提供の制限とならないこと。

3 加盟国が2に基づく義務に従っているかどうかを決定するに当たり、その加盟国が適用する関連国際組織の国際的基準を考慮する。

- 4 加盟国がサービス提供の認可を要求する場合、その加盟国の所轄官庁は、国内法及び国内規則に基づいて揃っていると見なされる申請書類の提出後、合理的な期間内に、申請に関する決定について請者に通知する。申請者の要求に応じて、加盟国の所轄官庁は、不当に遅延することなく、申請の現申状に関する情報を提供する。この義務は、第 12 章第 8 章の 2 の範囲内である認可要件には適用しない。
- 5 もしも、GATS の第 4 条に関連する交渉の結果（又は加盟国団が参加する他の多国間フォーラムで行われる類似の交渉の結果）が効力を発すれば、加盟国団は、それを本協定に組み込むことを目的として、その結果を合同で審査する。加盟国団は、必要に応じて当該交渉に関して調整することに合意する。

## ■第 11 条 専門資格及び専門家登録

- 1 サービス提供者に対する認可、免許交付、又は資格証明の規格又は基準を、全部又は一部において達成するために、4 の要件を前提として、加盟国は、特定の加盟国又は非加盟国において与えられる免許又は資格証明、満たされる要件、取得する教育又は経験を承認できる。
- 2 加盟国が自発的又は協定や取決めにより、非加盟国の領域において与えられる免許又は資格証明、満たされる要件、取得する教育又は経験を承認する場合、第 12 章第 5 条の如何なる規定も、別の加盟国の領域において与えられる免許又は資格証明、満たされる要件、取得する教育又は経験に対する当該承認を与えるよう、加盟国に要求するとは解釈されない。
- 3 現行のものであれ将来のものであれ、1 で言及する種類の協定又は取決めに参加する加盟国は、別の加盟国のために、要請に応じて、前述の協定又は取決めへの加入を交渉するための、又はこれと同等の協定又は取決めについて交渉するための適切な機会を与える。加盟国が自発的に承認を与える場合、別の加盟国のために、当該その他の加盟国の領域で満たされる要件もしくは取得する資格証明、免許、経験、又は教育が承認されるべきであると証明するための適切な機会を与える。
- 4 サービス提供者に対する認可、免許交付又は資格証明のための自国の規格又は基準の適用において国家間で差別する手段、又はサービスの貿易に関する偽装された制限となる恐れのある方法では承認を与えない。
- 5 第 12 章付属書 B に示すように、加盟国団は、専門資格と専門家登録、もしくはその一方の承認に関する早期の結果達成を目的とした、規制当局と関係工業団体、もしくはその一方の間の対話の確立を円滑化することに合意する。当該結果は、一方的に与えられたにせよ、相互の合意によるにせよ、別の加盟国の規制上の要件を遵守する手段として、いずれかの加盟国が与える専門資格及び専門家登録の承認、規制結果の承認、調和を通して（必要な場合には実施協定を通すことを含む）達成できる。
- 6 専門資格及び専門家登録の要件に関する取組みで最初に優先すべき分野は、技術者、建築家、地質学者、地球物理学者、プランナー、並びに会計士である。優先事項に関して達成された優先分野及び認証結果は、第 12 章第 9 条に示す期間以内に審査される。

## ■第 12 条 利益の否認

事前の通達及び協議を前提に、加盟国は以下の対象に対する本章の利益を否認できる。

- (a) そのサービスが非加盟国の人が所有又は管理する企業により供給され続けており、その企業がいずれの加盟国の領域にも実質的な事業運営を持たない場合の、別の加盟国のサービス提供者。又は

- (b) そのサービスが否認国の人が所有又は管理する企業により供給され続けており、その企業がいずれの加盟国の領域にも実質的な事業運営を持たない場合の、別の加盟国のサービス提供者。

## ■第 13 条 透明性

- 1 各加盟国は、国際協定——署名国へのサービスの貿易に影響を与える又は関連するもの——を速やかに公示するか、さもなければ公表する。
- 2 各加盟国は、1の意味の範囲内で国際協定又は本章の運用に影響を与えるもしくは付随する、一般に適用する措置のいずれかに関する特定の情報を求める、その他の加盟国による全ての要請に直ちに応える。
- 3 各加盟国はまた、全ての当該事項に関して、要請に応じて、その他の加盟国に特定の情報を提供するための問い合わせ窓口を一つ以上指定する。

## ■第 14 条 助成金

第 12 章第 3 条に関わらず、加盟国団は、GATS の第 15 条に基づき合意する原則を考慮して、その原則をこの協定に組み込むことをことを目的として、サービスの貿易に係る助成金についての原則の問題点について審査する。

## ■第 15 条 支払及び資金移動

第 12 章付属書 C に規定されている場合を除き、各加盟国は、サービスの貿易に関して、資本移動及び進行中の商取引のための全ての支払及び資金移動を許可する。

## ■付属書 A

「金融サービス」とは、金融的性質を持つ全てのサービスを意味する。金融サービスに含まれるのは、全ての保険及び保険関係のサービス、並びに全ての銀行サービス及び他の金融サービス（保険を除く）、加えて金融的性質を持つサービスに付随するサービス又は補助的なサービスである。この定義を制限することなく、金融サービスには次の活動が含まれる。

保険及び保険関係の業務

- (a) 元受保険（共同保険を含む。）
  - (i) 生命保険。
  - (ii) 生命保険以外の保険。
- (b) 再保険及び再々保険。
- (c) 保険仲介業（例：仲買業務や代理店。）
- (d) 保険の補助的サービス（例：相談サービス、保険数理サービス、リスク評価サービス、保険金支払

いサービス。)

銀行サービス及び他の金融サービス(保険を除く。)

- (e) 一般からの預金又は他の支払可能な資金の受入れ。
- (f) 全ての種類の貸付(消費者信用、抵当貸付、売掛債権買取及び商取引に関わる融資を含む。)
- (g) ファイナンス・リース。
- (h) 全ての支払及び送金サービス(クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェック、銀行為替手形を含む。)
- (i) 保証契約及び融資予約。
- (j) 自らの支払又は顧客の支払で行う次のものの取引(取引所取引、店頭取引、又は別の方法であるかは問わない。)
  - (i) 短期金融市場商品(小切手、手形、預金証書を含む。)
  - (ii) 外国為替。
  - (iii) 派生商品(先物取引及びオプションを含む。)
  - (iv) 為替及び金利の商品(スワップ、金利先渡契約などの商品を含む。)
  - (v) 譲渡可能有価証券。又は、
  - (vi) 他の譲渡可能な証書及び金融資産(金銀を含む。)
- (k) 全ての種類の有価証券の発行への参加(代理人として行う引受及び売付[私募か公募かは問わない]並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。)
- (l) 資金媒介業。
- (m) 資産運用(例:現金又はポートフォリオの運用、全ての形式の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託、及び信託のサービス)
- (n) 金融資産(有価証券、派生商品、並びにその他の譲渡可能な証書を含む)の決済及び清算のサービス。
- (o) 他の金融サービスの提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理及び関連ソフトウェア。
- (p) (e)から(o)までに列挙する全ての活動に関する助言、仲介、及びその他の補助的な金融サービス(信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びに助言、企業買収・企業再建・企業戦略に関する助言を含む)

## ■付属書B 専門的なサービス

- 1 専門的なサービスとは、その提供が専門的な中等後教育、又は同等の訓練や経験を必要とし、実行の権利が加盟国により与えられる又は制限されるサービスを意味するが、(小売)商人もしくは船舶又は航空機の乗組員が提供するサービスは含まれない。
- 2 加盟国団は、各自の領域の関係団体に、専門的なサービス提供者の免許交付及び証明の相互に受け入れ可能な標準及び基準を策定するよう、そして委員会に相互承認に関する提言を行うよう奨励する。

3 2で言及する標準及び基準には、次の事項に関して策定できる。

- (a) 教育 - 学校又は学問的プログラムの認定。
- (b) 試験 - 資格免許交付のための認定試験(口答試験及び面接のような代替的評価方法を含む。)
- (c) 経験 - 免許交付に要する経験の期間と性質。
- (d) 行動と倫理 - 職業上の行動の基準と当該基準に従わないことによる懲罰の性質。
- (e) 専門的能力の開発及び証明書更新 - 専門資格を維持するための継続教育及び継続要件。
- (f) 実務の範囲 - 許容される活動の範囲と限界。
- (g) 地域知識 - その土地の法律、規則、言語、地理、又は天候のような事柄に関する知識要件。
- (h) 消費者保護 - 居住要件に代わるもの(消費者の保護に備える保証契約、専門職業人賠償責任保険、及び顧客賠償基金を含む)

4 2で言及する提言を受け取り次第、委員会はその提言が本協定と合致するかどうか決定するための適切な時間内に提言を審査する。委員会の審査に基づき、各加盟国は、各自の所轄官庁に、必要に応じて、相互に合意する時間内に提言を実行するよう奨励する。

「一時的免許交付」

5 加盟国団の合意がある場合、各加盟国は、自国の領域の関係団体に、その他の加盟国の専門的サービス提供者に対する一時的免許の交付手続を策定するよう奨励する。

「審査」

6 第12章第11条の6を前提に、委員会はこの付属書の履行を審査する。委員会は、審査の範囲内に加盟国間の規制への取組みの違いを含める。その他の問題の中で、加盟国は、専門的なサービスに係る関連国際組織の国際的基準の進展に繋がる問題を提起することができる。  
(「関連国際組織」という語は、その構成員資格が、最低でも二国の加盟国の関連団体に開かれている国際団体のことを言う)

## ■付属書C 支払及び資金移動

・チリ

第12章第15条(支払及び資金移動)に基づく義務に関して、チリは以下の権利・事項を保有する。

1 本付属書の3を侵害することなく、加盟国の投資家の投資の全て又はあらゆる部分の売却、又は投資の部分的清算又は完全な清算による収益をチリから移す現行の要件を維持する権利は、以下を超える時期まで発生できない。

- (a) 「法令第600号外国投資法」に従った投資の場合、チリへの資金移動の日から1年が過ぎていること。
- (b) 「法令18.657外国資金投資基金法」に従った投資の場合、チリへの資金移動の日から5年が過ぎていること。

2 本協定に従って、チリにおける海外投資の一般的管理体制に加えて将来の特別任意投資プログラムを

確立する措置を採択する権利。当該措置がチリへの資金移動の日から5年を超えない期間別の加盟国の投資家の投資の全て又はあらゆる部分の売却又は投資の部分的清算又は完全な清算による収益のチリからの資金移動を制限できることは除く。

- 3 通貨安定並びに内国支払と対外支払いの通常移動を確かにするために、「チリ中央銀行の憲法上の基本法(以下、法令 18.840)」又は他の法律と合致する措置を維持又は採択するというチリ中央銀行の権利。このため、チリの中央銀行には、流通する貨幣と信用の供給及び国際信用と外国為替操作を規制する権限が与えられる。チリ中央銀行には、通貨・信用・金融・外国為替問題を統制する規則を發布する権限も与えられる。当該措置は、とりわけ、チリへの又はチリからの経常的支払及び経常資金移動(資本移動)と、それらに関する商取引に対する制約又は制限(例:外国からの又は外国への預金、投資又は振込額が準備預金要件を前提とするよう要求する)の確立を含む。  
上記に関わらず、チリ中央銀行が法令 18.840 第2号第49条に従い適用できる準備預金要件は、移転額の30%を超えず、2年を超える期間課せられない。
- 4 本付属書に基づく措置を適用するとき、チリは、自国の法律に定められているように、同一の性質の商取引に関して、本協定の加盟国と非加盟国の間で差別しない。

## ■付属書D DL600

- 1 本章は、外国投資法、法令第600号(DL600)に基づく投資契約の諸条件を規制するという外国投資委員会の権利を制限するものではないと理解される。加えて、外国投資委員会は投資契約に参加する義務はないものとも理解される。
- 2 確実を期すと、投資契約に示す諸条件に基づいてチリに設置される商業拠点は、投資契約に従った移転の日から本章の権利と義務に従う。別の加盟国のサービス提供者によるDL600に基づく投資契約の遂行は、チリにおける特定の活動に従事するというサービス提供者の側の権利を生み出さない。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第13章 一時入国』】

### ■第1条 定義

この章において、

「ビジネスパーソン」とは、第2章付属書Aに準じた加盟国の国籍を持ち、製品の貿易やサービスの提供に従事する自然人を意味する。

「移民対策」とは、外国国民の入国と居住に影響を与える法令、規制、政策、又は手続を意味する。

「一時入国」とは、永住確立の意図を持たない、別の加盟国のビジネスパーソンによる加盟国の領域への入国を意味する。

### ■第2条 目的

- 1 この章の目的は、一時入国の為の簡素化され透明性のある入国審査手続きを通じた、加盟国間で製品の貿易やサービス提供に従事する加盟国ビジネスパーソンの一時的入国を容易にし、一方で同時に、国境警備を確実にし、加盟国の領域における国内労働力と定期雇用を守ることである。
- 2 加盟国は、APECビジネストラベルカード(ABTC)の「事業枠組み」に定める自主的な約束を



支持する。

### ■第3条 範囲

- 1 この章は 加盟国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響する措置にも、恒久的な市民権、国籍、居住又は雇用に関する措置にも適用しない。
- 2 第12章(サービスの貿易)に基づいた入国を図るビジネスパーソンについて、加盟国団は、GATS(サービスの貿易に関する一般協定)(特に、自然人の移動に関係した各加盟国の特定の約束に関する「この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書」)に基づいた権利と義務を支持する。

### ■第4条 情報交換

- 1 この協定の発効から6ヶ月後までに、加盟国団は、第14章第5条(連絡窓口)に基づき指定する連絡窓口を通してビジネスパーソンの一時的入国に影響する措置について情報交換をする。
- 2 加盟国がビジネスパーソンの一時的入国に影響する移民策を修正又は改正する時は、当該修正又は改正を他の加盟国のビジネスパーソンが熟知できる様な形式で公表し、入手可能にする。

### ■第5条 審査

- 1 この協定の発効より2年後、加盟国団は、いずれかの加盟国が提議するような、ビジネスパーソンの広範な区分を取り扱う、一時的入国に関する包括的な章の達成を目的として、自然人の移動に適用する規則と条件を審査する。
- 2 もし、加盟国団が1に予見する折衝において権益の相互に有益なバランスを達成すれば、審査は第13章第1条に示すビジネスパーソンの定義の範囲にも及ぶことになる。

## 【 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第14章 透明性』 】

### ■第1条 定義

この章において、

「一般に適用される行政通達」とは、全ての人及び事実関係に適用し、この協定の履行に密接に関連する行政通達又は行政解釈を意味するが、次の事項は含まない。

- (a) 特定の事例で別の加盟国の特定の人、産品又はサービスに適用する行政手続又は準司法手続において下される決定あるいは通達。
- (b) 特定の条例又は慣行に関して決定を下す通達。

### ■第2条 公示

- 1 各加盟国は、この協定で取り扱う問題に関する自国の法令、規則、手続、及び一般に適用される行政通達が、関心を有する人や加盟国が熟知できるような形で直ちに公示されるか、さもなければ別の方法で利用可能となる(注※)ようにする。  
(注※ インターネット経由もしくは印刷形式を含む)
- 2 可能であれば、各加盟国は、
  - (a) 1に言及する自国が採択を提案する措置を前もって公示する。そして、
  - (b) 必要に応じて、関心を有する人や加盟国に、このような提案の措置について意見を述べる合理的な機会を与える。

### ■第3条 行政手続

この協定で取り扱う問題に影響を与える全ての措置を、一貫した公平で合理的な方法で施行することを目的として、各加盟国は、特定の事例でその他の加盟国の特定の人、産品又はサービスに対して第14章第2条の1で言及する措置を適用する自国の行政手続において、以下のように努める。

- (a) 可能な限り、手続が直接影響を与える別の加盟国の人々に、手続が開始されるとき、国内手続に従って、妥当な通知(手続の性質に関する説明、手続が開始される根拠となる法的権限の記述、及び問題となっている争点の概要を含む)が与えられるようにする。
- (b) 時間、手続の性質、及び公共の利益が許す場合、前述の人々に、最終的な行政行為に先立ち自らの立場を擁護する事実及び論拠を提示する合理的な機会が与えられるようにする。そして
- (c) 手続が国内法と合致するようにする。

### ■第4条 審査及び上訴

- 1 各加盟国は、正当な根拠がある場合、万全を期して取られる行為以外の、本協定が取り扱う問題に関する最終的な行政行為の早急な見直しと訂正を目的とした司法、準司法、もしくは行政の裁判所、又は手続を設置あるいは維持する。当該裁判所は、行政執行を委任された省庁又は機関から独立して中立的であり、問題の結果に実質的な利害関係を持たない。
- 2 各加盟国は、当該裁判所又は手続において、法的手続に向かう加盟国団に以下の権利が与えられるように努める。
  - (a) 各自の立場を守る又は支援するための合理的な機会。並びに、
  - (b) 証拠及び提出記録(又は国内法が求める場合、行政官庁がまとめる記録文書)に基づいた決定。
- 3 各加盟国は、国内法に規定する上訴又は更なる審査を前提に、当該決定が問題の行政行為に関する省庁又は機関により実施されその行動を統制するように努める。

### ■第5条 連絡窓口

- 1 各加盟国は、本協定が取り扱う問題に関する加盟国間の連絡を円滑化する一つ又は複数の連絡窓口

を指定する。

- 2 別の加盟国の要請に応じて、連絡窓口は問題について責任を持つ省庁又は職員を明確にし、必要に応じて、要請国との連絡の円滑化を助ける。

## ■第 6 条 通知及び情報の提供

- 1 提案の措置又は実際の措置がこの協定の運用に実質的な影響を与えるか、さもなければこの協定に基づく別の加盟国の利益に重大な影響を与える可能性があるとして加盟国が見なす場合、その加盟国は、利害を有する加盟国に、可能な限り、提案の措置又は実際の措置について通知する。
- 2 他の加盟国の要請に応じて、加盟国は、実際の措置又は提案の措置に関する質問に答え、情報を提供する。前述の他の加盟国がその措置について事前に通知されているかどうかは問わない。
- 3 本条に基づく通知、要請、又は情報は、その他の加盟国に連絡窓口を通じて伝達される。
- 4 本条に基づき提供される通知又は情報は、その措置が本協定と合致しているかどうかに関しては予断を持たない。

## 【 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 15 章 紛争解決』 】

### ■第 1 条 目的

- 1 加盟国団は、如何なる時も本協定の適用と解釈の合意に向けて努力する。そして、協定の運用に影響を及ぼす可能性のある問題について互いに満足のいく解決へと到達するために、協力と協議を通じて最大限の努力をする。
- 2 この章の目的は、本協定に基づく権利と義務に関する加盟国間の紛争の協議及び解決のための、効果的で効率的で透明性のあるプロセスを提供することである。

### ■第 2 条 範囲

- 1 この協定に別段の規定がない限り、本章の紛争解決規定は、
  - (a) 本協定の適用又は解釈に関わる加盟国間の全ての紛争の回避又は解決に関して適用する。
  - (b) 別の加盟国の実際の措置又は提案の措置が本協定の義務に反する、あるいは反する恐れがある、もしくは前述の別の加盟国が別の方法で本協定に基づく義務を遂行し損なっていると加盟国が見なす場合はいつでも適用する。又は、
  - (c) 別の加盟国の実際の措置又は提案の措置が第 15 章付属書Aの意味において無効化又は損害をもたらすと加盟国が見なす場合はいつでも適用する。
- 2 第 15 章第 3 条を前提に、本章は、加盟国が参加する他の協定に基づき利用可能な紛争解決手続きに頼るといふ加盟国の権利を侵害しない。

### ■第3条 フォーラムの選択

- 1 本協定及び紛争国が参加する別の貿易協定に基づいて、あらゆる問題に関する紛争が起こる場合、申立国は紛争を解決するためのフォーラムを選択できる。
- 2 申立国は、特定のフォーラムに紛争を持ち込む意図を、実行の前にその他の加盟国に文書で通知する。加盟国が、別の申立国が通知したフォーラムとは異なる紛争解決フォーラムに頼ることを望む場合、申立国は、紛争を解決するための単一のフォーラムで合意に達することを目的として協議する。
- 3 WTO協定又は紛争国が参加するその他の貿易協定に基づいて、申立国が第15章第6条に基づく紛争解決手続を開始した時点で、選択されたフォーラムは他を排して利用される。  
  
(※注 本条において、WTO協定又はその他の貿易協定に基づく紛争解決手続は、加盟国による委員会設置の要請に応じて、又は仲裁裁判所に対するある事項の照会によって開始されたと見なされる。)
- 4 本章に基づき加盟国に対して起こる同一の問題に関して一つ以上の紛争がある場合、紛争を一つにまとめる。

### ■第4条 協議

- 1 本協定に反すると見なすその他の加盟国の実際の措置又は提案の措置、又は本協定の運用に影響を及ぼす可能性があると思なすその他の事項に関するその他の加盟国との協議を文書で要請(第14章第5条に従って指定された連絡窓口を通して全ての本協定への加盟国に広められる)できる。
- 2 全ての当該協議要請は、要請の理由を提示する(問題となっている実際の措置又は提案の措置又はその他の事項を明らかにすること、そして訴えの法的根拠を明らかにすることを含む。)
- 3 協議を要請された加盟国は、受け取った日から7日以内にその要請に文書で返答する。協議要請への返答は全加盟国に配布される。
- 4 協議国団以外の加盟国が協議に関心があると考えるときはいつでも、当該加盟国は協議要請の通知から7日以内に協議参加の要望について協議国団に通知できる。被申立国は、他の加盟国が要請した協議に参加したいという加盟国の要求を前向きに検討する。
- 5 加盟国団は下記の期間以内に協議に入る。
  - (a) 腐りやすい産品に関する問題のための要請を受け取った日から15日以内。又は、
  - (b) その他全ての事項のための要請を受け取った日から30日以内。
- 6 協議国は、本条に基づく協議を通じてあらゆる問題について互いに満足のいく解決に至るために最大限の努力をする。この目的に向けて、協議国は、
  - (a) 実際の措置又は提案の措置又はその他の問題がどのように本協定の運用と適用に影響を与える可能性があるのかに関する詳細な調査を可能にするために十分な情報を提供する。そして、
  - (b) 協議の過程で交換される機密情報を、情報を提供している加盟国と同じ基準で扱う。
- 7 問題について互いに納得のいく解決に至ることを目的として、要請国は、応答国(自国に行われた説明又は提案に適切な配慮をする)に対して説明又は提案を行うことができる。

- 8 本条に基づく協議において、協議国は、協議の対象となる問題の専門知識を持つ政府系機関又は他の規制機関の職員の時間を取るよう別の協議国に要求できる。

## ■第5条 斡旋、仲裁及び調停

- 1 もしも紛争国団がそのように合意するならば、斡旋、仲裁及び調停は自由意志で開始される手続きである。
- 2 手続き(斡旋、仲裁及び調停を含む。)そして特にこれらの手続きの間紛争国団が取る立場は秘密であり、これらの手順に基づく更なる手続きにおける加盟国の権利を侵害しない。
- 3 紛争国はいつでも斡旋、仲裁又は調停を要請できる。これらはいつでも開始でき、いつでも終了できる。斡旋、仲裁及び調停の手順が紛争国間の合意なく終わられた時点で、申立国は第15章第6条に基づいて仲裁裁判所の設置を要求できる。
- 4 協議国団が合意するならば、第15章第6条に基づき仲裁裁判所が召集される前に、紛争が解決に向けて進む一方で、斡旋、仲裁又は調停を継続できる。

## ■第6条 仲裁裁判所の設置

- 1 もしも協議国団が下記の期間内の問題解決に失敗すれば、申立国は、被申立国宛の文書化された通知によって、仲裁裁判所の設置を要請できる。
  - (a) 第15章第4条に基づく協議要請を受け取った日から45日以内。
  - (b) 腐りやすい製品に関する問題においては、第15章第4条にも続く協議要請を受け取った日から30日以内。もしくは、
  - (c) 協議国団が合意するその他の期間内。
- 2 当該通知はまた、全加盟国に送達される。
- 3 仲裁裁判所設置の要請は以下の事項を明確にする。
  - (a) 問題になっている特定の措置。
  - (b) 訴えの法的根拠(違反したとされる本協定の規定及びその他関連規定を含む。)並びに、
  - (c) 訴えの事実的根拠。
- 4 紛争国の合意がない限り、仲裁裁判所は本章の規定に沿った形で設置され、その機能を果たす。
- 5 1、3、4に関わらず、提案の措置を審査するために仲裁裁判所を設置することは出来ない。

## ■第7条 仲裁裁判所の構成

- 1 仲裁裁判所は3名で構成される。

- 2 第 15 章第 6 条に準拠した書面による通知において、仲裁裁判所の設置を求める申立国又は申立国団は、当該仲裁裁判所の構成員を一名指定する。
- 3 2で言及する通知を受け取ってから 15 日以内に、通知を受けた加盟国は、仲裁裁判所の構成員を一名指定する。
- 4 紛争国団は、二番目の仲裁人の任命から 15 日以内に、三番目の仲裁人の任命を共通の合意により指定する。こうして任命された構成員は仲裁裁判所の議長を務める。
- 5 もしも全 3 名が2において言及する通知を受け取った日から 30 日以内に指定又は任命されていなければ、紛争の当事者である加盟国の要請により、必要な指名が追加の 30 日以内にWTOの事務局長によって行われる。
- 6 仲裁裁判所の議長は、如何なる加盟国の国民でもなく、如何なる加盟国の領域にも定住地を持たず、如何なる加盟国にも雇用されておらず、如何なる立場でもその問題に取り組んでいないものとする。
- 7 全ての仲裁人は、
  - (a) 法律、国際貿易、本協定で取り扱うその他の事項、又は国際貿易協定に基づいて起こる紛争の解決に専門知識又は経験を持つ。
  - (b) 客観性、信頼性、及び確かな判断に基づいて厳重に選ばれる。
  - (c) 如何なる加盟国からも独立しており、そして如何なる加盟国にも所属していない又は指示を受けない。
  - (d) WTO協定の一部である「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」に基づき制定されたパネリストの行動規範に従う。
- 8 個人は、第 15 章第 5 条に準じて参加している紛争の仲裁人を務めることはできない。
- 9 もしも本条に基づき任命された仲裁人が辞める又は行動できなくなるならば、後任の仲裁人は、最初の仲裁人の任命で指示された選択手順に従い 15 日以内に任命される。そして、後任者は最初の仲裁人の全ての権限と責務を有する。
- 10 仲裁裁判所設置の日付は、議長が任命される日付である。

## ■第 8 条 仲裁裁判所の機能

- 1 仲裁裁判所の機能は、事前に紛争の客観的な評価(裁判に関する事実・本協定の適用性・本協定との適合性の調査を含む)を行い、そして照会のあった紛争の解決に必要なその他の事実認定と裁定を適宜に行うことである。
- 2 仲裁裁判所の実事認定と裁定は、紛争国団を法的に拘束する。
- 3 仲裁裁判所は、第 15 章第 9 条に示す問題は別として、聴取されるという加盟国の権利に関わる自身の手順及び紛争国団との協議での審議を制限する。
- 4 仲裁裁判所は総意により決定を行う。ただし、仲裁裁判所が合意に達することができない場合は多数決により決定を下すことができることを条件とする。

## ■第 9 条 仲裁裁判所の手続の規則

- 1 紛争国団の別段の合意がない限り、仲裁裁判手続は、第 15 章付属書Bに示す「仲裁裁判所の手続の模範規則」に従い実施される。
- 2 仲裁裁判所の設置要請をした日から 20 日以内に紛争国団の別段の合意がない限り、付託条項は、  
“第 15 章第 6 条に準拠した仲裁裁判所の設置要請で言及された問題を、協定の関連規定を考慮して調査することであり、理由、従って紛争を解決する理由とともに法と事実の認定を行うことである。”
- 3 もしも申立国が、ある問題が利益を無にしている又は損なっていると主張することを望むならば、付託条項はそのように述べる。
- 4 紛争国の要請により、又は自発的に、仲裁裁判所は、ふさわしいと判断する専門家から科学的情報及び専門的助言を求めることができる。そうして得られた情報は、意見を求めて紛争国団と第三加盟国に提供される。
- 5 仲裁裁判所が特殊な状況のために別段の判断をしない限り、紛争国は自国が任命した仲裁人の費用と自国の経費を負担する。仲裁裁判所の議長の使用及び法的手続きの実施に関連するその他の経費は、紛争国団が等しい割当で負担する。

## ■第 10 条 手続の停止又は終了

- 1 紛争国団は、仲裁裁判所が合意のあった日から 12 ヶ月以下の期間その活動を停止することに合意できる。もしも仲裁裁判所の活動が 12 ヶ月以上停止しているならば、裁判所設置の権限は、紛争国団の別段の合意がない限り失効する。
- 2 紛争国団は、紛争に対してお互いに納得のいく解決が見つかった場合、仲裁裁判所の手続きを終了させることに合意できる。

## ■第 11 条 第一次報告書

- 1 仲裁裁判所の報告書は、加盟国団の同席なしに起草され、本協定の関連規定及び加盟国団の提出物と弁論を基にする。
- 2 紛争国団の別段の合意がない限り、仲裁裁判所は、
  - (a) 最後の仲裁人が選出される後 90 日以内に、又は、
  - (b) 緊急の場合（腐りやすい産品に関する事態を含む）には、最後の仲裁人が選出される後 60 日以内に、第一次報告書を紛争国団に提出する。
- 3 第一次報告書には以下の事項が含まれる。
  - (a) 事実認定。
  - (b) 紛争国が本協定に基づく義務に従っていないのかどうか、又は紛争国の措置が第 15 章付属書Aの意味における無効化又は損害をもたらしているかどうかに関する仲裁裁判所の判断、もしくは付託条項で要求されるその他の判断。

(c) 紛争に関する仲裁裁判所の決定。

- 4 例外的な事態において、もしも 90 日以内(又は緊急の場合には 60 日以内)に第一次報告書を公開することはできないと仲裁裁判所が考えるならば、仲裁裁判所は、報告書を発表するまでの推定期間とともに遅延の理由について書面で紛争国団に知らせる。遅延は、紛争国団の別段の合意がない限り更に 30 日間を超えない。
- 5 仲裁人たちは、一致した合意のない問題に関して別々の意見を提供できる。
- 6 第一次報告書についての書面による意見を報告書の提出から 15 日以内(又は紛争国団が合意できるその他の期間以内)に仲裁裁判所に提出できる。
- 7 第一次報告書についての書面による意見を検討した後、仲裁裁判所は報告書を再検討し、適切と見なす更なる調査を行うことができる。

## ■第 12 条 最終報告書

- 1 仲裁裁判所は紛争国団に最終報告書(一致した合意のない問題に関する別々の意見を含む)を、紛争国団の別段の合意がない限り、第一次報告書の提出から 30 日以内に提出する。紛争国団は、機密情報の保護を前提として、その後 15 日以内に最終報告書を一般に公開する。
- 2 もしも最終報告書において、紛争国が本協定に基づいた義務に適合していない、もしくは加盟国の措置が第 15 章付属書Aの意味の範囲内で無効化又は損害をもたらしていると、仲裁裁判所が判断するならば、その決定は、可能ならばいつでも、不適合又は無効化又は損害を排除することとなる。
- 3 如何なる仲裁裁判所も、第一次報告書であれ最終報告書であれ、どの仲裁裁判者が多数意見又は少数意見に関係するかを開示することはできない。

## ■第 13 条 最終報告書の履行

- 1 仲裁裁判所の最終報告書は紛争国団を法的に拘束し続け、上訴の対象とならない。
- 2 紛争国団の別段の決定がない限り、紛争国団は、仲裁裁判所の最終報告書に含まれる決定を、(もし直ちに应じることが可能でなければ)合理的な期間内に履行する。
- 3 地方自治体が取る加盟国の措置が本協定に基づく義務に適合しないと仲裁裁判所が判断するならば、加盟国は、仲裁裁判所の決定を履行するために加盟国が講じる措置(例:法的措置、規制措置又は行政措置)について、その他の加盟国に通知する。
- 4 合理的な期間は、紛争国団により相互に決定される。もしくは紛争国団が仲裁裁判所の報告書の公開から 45 日以内に合理的な期間について合意できない場合は、どちらの(紛争の当事者である)加盟国でも、仲裁裁判所(紛争国団との協議の後に合理的な期間を決定する)に問題を照会できる。

## ■第 14 条 合理的な期間内の遵守

- 1 仲裁裁判所の決定に従うために合理的期間内に取られる措置について存在又は本協定との調和に関する意見の不一致がある場合、当該紛争は、本章の紛争解決手順の行使を通して決定される



(可能な限り、当初の仲裁裁判所に頼ることによることを含む。)

- 2 仲裁裁判所は、問題についての照会があった日から 60 日以内に紛争国団に報告書を提供する。この時間枠以内に報告書を提供することはできないと仲裁裁判所が考えるときは、報告書を提出するまでの推定期間とともに遅延の理由について書面で紛争国団に知らせる。遅延は、紛争国団の別段の合意がない限り更に 30 日間を超えない。

## ■第 15 条 補償及び利益保留

- 1 もしも関係加盟国が、第 15 章第 13 条に従って設けられた合理的な期間以内に、本協定に反すると認定された措置を、第 15 章第 12 条に基づいて仲裁裁判所の決定に準拠させることができなければ、その加盟国は、そのような要請があれば、必要な補償調整について互いに満足のいく合意に達することを目的として、申立国との交渉を開始する。
- 2 加盟国の措置が第 15 章付属書Aの意味で無効化又は損害をもたらしている、無効化又は損害が第 15 章第 13 条に従って設けられた合理的な期間以内に対処されていないと仲裁裁判所が決定するならば、その加盟国は、そのような要請があれば、必要な補償調整について互いに満足のいく合意に達することを目的として、申立国との交渉を開始する。
- 3 申立国は、第 15 章第 13 条に従って設けられた合理的な期間終了の 30 日後、応答国に対して同等な効果の利益の適用を保留できる。申立国が1又は2に基づき交渉を進めている間は、利益を保留することはできない。
- 4 補償及び利益保留は一時的措置とする。補償も利益保留も、措置を本協定に適合させるためには、決定の完全な履行よりも好ましいものではない。補償及び利益保留は、本協定に反すると認定された措置が取り除かれた時、又は仲裁裁判所の決定を実行しなければならない加盟国がそのようにし終わった時、又は互いに満足のいく解決に至る時までのみ適用される。
- 5 3に準拠してどのような利益を保留するか検討する際、
  - (a) 申立国は最初に、本協定から導き出される義務に反する、又は第 15 章付属書Aの意味における無効化又は損害をもたらしていると仲裁裁判所が認定している措置又はその他の事項により影響を与えられた部門と同一の部門における利益を保留しようとするべきである。
  - (b) もしも申立国が同一の部門における利益を保留することが実行可能ではない又は効果的ではないと見なすならば、他の部門における利益を保留することができる。このような決定を知らせる連絡は、決定が基にする理由を述べる。
- 6 関係加盟国の書面による要請に応じて、当初の仲裁裁判所は、申立国により保留される利益の水準が3に準拠して過剰かどうかを判定する。もしも仲裁裁判所を当初の仲裁人たちで設置することができなければ、第 15 章第 7 条に示す法的手続が適用される。
- 7 仲裁裁判所は6に準拠して行われた要請から(又はもしも仲裁裁判所を当初の仲裁者たちで設置することができなければ、最後の仲裁人が選出される日から)60 日以内にその決定を提示する。仲裁裁判所の裁定は最終的であり法的拘束力を有する。裁定は紛争国団に伝えられ、公表される。

## ■第 16 条 順守審査

- 1 第 15 条第 15 条の手続きを侵害することなく、もしも仲裁裁判所が認定した不適合又は無効化又は損害を取り除いたと応答国が見なすならば、その他の加盟国に書面による通知を与えることで仲裁

裁判所に問題を照会することができる。仲裁裁判所は、応答国による通知の提出後 90 日以内に問題に関する報告書を発表する。

- 2 もしも仲裁裁判所が応答国は不適合又は無効化又は損害を排除していると決定するならば、申立国は、第 15 章第 15 条に基づき保留している利益を直ちに元に戻す。

## ■付属書A 無効化又は損害

もしも加盟国が、以下の規定に基づき自国に発生すると合理的に予期したはずの利益が、

- (a) 第 3 章から第 5 章(製品の貿易、原産地規則、税関手続)
- (b) 第 8 章(貿易の技術的障害)
- (c) 第 11 章(政府調達)
- (d) 第 12 章(サービスの貿易)

本協定と矛盾しない措置の適用の結果として無効にされている又は損なわれていると見なすならば、加盟国は本章に基づいた紛争解決に頼ることができる。

## ■付属書B 仲裁裁判所の手続の模範規則

《一般的規定》

1 第 15 章及び本付属書において、

「仲裁裁判所」とは、第 15 章第 6 条(仲裁裁判所の設置)に準拠して設置された仲裁裁判所を意味する。

「申立国」とは、第 15 章第 6 条(仲裁裁判所の設置)に基づいて仲裁裁判所の設置を要求する加盟国を意味する。

「紛争国」又は「紛争国団」とは、紛争の当事者である加盟国又は加盟国団を意味する。

「第三加盟国」とは、8に従い紛争の当事者である加盟国団に紛争への関心を通知している本協定の加盟国を意味する。

「応答国」とは、第 15 章第 6 条に準じて申し立てをされている加盟国を意味する。

《通知》

2 要請、通知、書面による提出物又は他の文書は、手渡し、書留郵便、国際宅配便、ファクシミリ送信、テレックス、電報又はそれに関する発信記録を提供するその他の遠隔通信手段により、加盟国又は仲裁裁判所が送達する。

3 紛争国は、他の紛争国又は紛争国団、第三加盟国、そして仲裁人のそれぞれに、書面による提出物のそれぞれの写しを提供する。文書の写しは電子形式でも提供される。

4 全ての通知は、各加盟国及び第三加盟国に対して行われ送達される。

5 仲裁裁判手続に関わる要請、通知、書面による提出物又は他の文書における事務的性質の些細な間違いは、

変更を明確に記述する新たな文書の送達によって訂正できる。

6 もしも文書の送達の最終日が紛争国又は第三加盟国の法定休日に当たれば、文書は次の営業日に送達できる。

#### 《仲裁の開始》

7 紛争国団の別段の合意がない限り、紛争国団又は仲裁裁判所が適切と見なす当該問題(仲裁裁判所の議長に支払われる報酬と経費{通常WTOの基準に従う}を含む)を決定するために、仲裁裁判所の構成の後7日以内に、紛争国団は仲裁裁判所と会談できる。

#### 《第三加盟国団》

8 仲裁裁判所に先立って問題に関心を持っている本協定の加盟国は、仲裁裁判所の設置要請から10日以内にこの関心を紛争国団に通知できる。腐りやすい産品に関する問題の場合には、関心は仲裁裁判所の設置要請から7日までに通知されなければならない

9 第三加盟国団は、仲裁裁判所に書面による提案を行い、仲裁裁判所の聴聞会に出席する機会を有する。

#### 《第一次提出物》

10 申立国は、仲裁裁判所の構成の20日後までに書面による第一次提出物を送達する。応答国は、第一次提出物の送達日の20日後までに書面による対抗提出物を送達する。第三加盟国は、対抗提出物の送達日の7日後書面による提出物を送達できる。

#### 《仲裁裁判所の運営》

11 仲裁裁判所の議長は、全ての会議の議長を務める。

12 本規則に別段の規定がある場合を除いて、仲裁裁判所はあらゆる方法(電話、ファクシミリ送信又はコンピュータ連結を含む)で活動を行うことができる。

13 仲裁人だけが、仲裁裁判所の審議に参加できる。

14 決定と裁定の起草は、仲裁裁判所の独占的な責任である。

15 本規則で取り扱われていない手続き上の質問が生じる場合、仲裁裁判所は本協定と矛盾しない適切な手続きを採択できる。

16 手続きで適用される制限時間を改訂する必要、又は手続きにおける手続き上の調整又は管理運営上の調整を行う必要があると、仲裁裁判所が見なす場合、必要な時間又は調整の指摘とともに改訂又は調整の理由について紛争国団及び第三加盟国に書面で知らせる。

#### 《聴聞会》

17 議長は、紛争国団及び仲裁裁判所のその他の構成員と協議して、聴聞会の日付と時間を決める。議長は、紛争国団と第三加盟国に書面で聴聞会の日付、時刻及び場所を通知する。紛争国団のどちらかの反対がない限り、仲裁裁判所は聴聞会を召集しないことを決定できる。

18 紛争国団の別段の合意がない限り、聴聞会は応答国の領域で開かれる。応答国は、別段の合意がない限り、紛争解決手続きの細部にわたる計画の管理(特に聴聞会の組織)を担当する。

19 もしも加盟国が合意するならば、仲裁裁判所は追加の聴聞会を召集できる。

20 全ての仲裁人は全ての聴聞会に出席する。

21 聴聞会の日の五日前までに、各紛争国及び第三加盟国は、聴聞会に出席する予定の代表者又は相談役の名簿を届ける。

21 紛争国団が別段の決定をしない限り、仲裁裁判所の聴聞会は非公開審議で開かれる。紛争国団が聴聞会を公衆に開放することを決定する場合、聴聞会の一部はしかしながら非公開審議で開くことができる(紛争国団の申請がある上で、仲裁裁判所が深刻な理由からそう決定すれば)できる。特に、紛争国の提出物と弁論が企業秘密情報を含むとき、仲裁裁判所は非公開審議で開く。もしも聴聞会が公衆に開放されるならば、聴聞会の日付、時間及び場所もまた、手続きの細部にわたる計画の管理を担当する紛争国により公表される。

22 仲裁裁判所は次の方法で聴聞会を実施する: 申立国又は申立国団の弁論; 応答国の弁論; 紛争国団の反対弁論; 第三加盟国の見解; 申立国の答弁; 応答国の反対答弁。議長は、各紛争国に均等な時間配分が与えられるようにするために、口頭弁論の制限時間を設けることができる。

23 仲裁裁判所は、聴聞会の間中いつでも紛争国又は第三加盟国に質問を向けることができる。

24 聴聞会の日から 10 日以内に、各紛争国は、聴聞会に生じた問題に応じて書面による補足的提出物を送達できる。

#### 《文書での質問》

25 仲裁裁判所は手続きの間いつでも、紛争国団及び第三加盟国に文書で質問できる。仲裁裁判所は、質問される紛争国又は紛争国団そして第三加盟国に書面による質問を送達する。

26 仲裁裁判所が書面による質問を宛てる紛争国又は第三加盟国は、他の紛争国又は第三加盟国そして仲裁裁判所に書面による返答の写しを送達する。各紛争国又は第三加盟国には、送達の日から 5 日以内に返答について書面による意見を提出する機会が与えられる。

#### 《守秘義務》

27 紛争国団及び第三加盟国団は、仲裁裁判所が規則 21 に基づいて非公開審議で聴聞会を開く限り、仲裁裁判所の聴聞会の守秘義務を保持する。各紛争国と第三加盟国は、その他の紛争国又は第三加盟国が仲裁裁判所に提出する、当該加盟国が秘密指定している情報を機密として取り扱う。紛争の当事者である加盟国が仲裁裁判所に書面による部外秘版の提出物を提出する場合、加盟国はまた、その他の紛争国の要請に応じて、公衆に公開される可能性のある提出物に含まれる情報の非機密要約も、いずれか遅い方でも聴聞会の 15 日後までに、提出する。本規則の如何なる規定も、紛争国又は第三加盟国が公衆に自身の立場について声明を発表することを妨げない。

#### 《一方的接触》

28 仲裁裁判所は、その他の紛争国団がないときに紛争国に接触又は連絡しない。

29 如何なる紛争国も、他の紛争国団又は他の仲裁人がいないときに紛争に関して仲裁人と連絡を取ることはできない。

30 如何なる仲裁人も、その他の仲裁人がいないときに紛争国又は紛争国団と手続きの対象事項の側面について議論することはできない。

#### 《専門家の役割》

31 紛争国の要請に応じて、又は自発的に、仲裁裁判所は、適切と見なす人又は団体から情報と専門的助言を得ることができる。そのようにして手に入れた情報は、意見を求めて加盟国団に提出される。

32 専門家の書面による報告書を求めて要請が行われるとき、仲裁裁判所手続に適用される制限時間は、要請の送達の日が始まり報告書が仲裁裁判所に送達される日が終わる間は保留する。

#### 《“法廷助言者の”提出物》

33 仲裁裁判所は、紛争国団の領域の人及び事業体から、そして紛争国団の領域の外側の利害関係がある人及び事業体からの“法廷助言者の”提出物を受理し検討する権限を有する。

34 当該提出物は次の要件を満たす: 仲裁裁判所の構成後 10 日以内に作成される; 簡潔でありどんな場合にも 15 ページ(付属書を含む)を超えないタイプされた書類; 仲裁裁判所が検討中の事実に基づく法的問題に直接的

に関連する。

35 提出物は、提出物を作成する人(自然人であれ法人であれ)の説明(活動の性質と資金源を含む)を含み、前述の人が仲裁手続きに有する関心の性質を明確に記す。

36 仲裁裁判所は、自身が受け取り上記の規則の規定に従う、裁定する全ての提出物をリストにする。

《緊急の場合》

37 第 15 章第 4 条(協議)に述べる緊急の場合には、仲裁裁判所は本規則で言及する期間を適切に調整する。

《翻訳と解釈》

38 応答国が公用語としてスペイン語を有している場合(この場合、業務用語は英語とスペイン語とする)を除いて、紛争解決手続きの業務用語は英語とする。

39 書面による提出物、文書、聴聞会での口頭弁論又は発表、仲裁裁判所の第一次報告書及び最終報告書も、紛争国団と仲裁裁判所の間他の全ての書面による意思疎通又は口頭の意思疎通も、一つ又は複数の業務用語で行われる。

40 仲裁裁判所の裁定の翻訳を用意するために生じる費用は、加盟国団が均等に負担する。

41 加盟国は、本規則に従って用意される文書の翻訳版に関して意見を提出できる。

《時間計算》

42 特定の日又は出来事の後、前の又はそのある日数以内に、本協定又は本規則に基づく何かがされるべき場合、又は仲裁裁判所が何かがされるべきと要求する場合、特定の日又は特定の出来事が起こる日は、その日数の計算に含まれない。

43 規則6の施行という理由で、加盟国が、他の加盟国が同一の文書を受け取る日以外の日に文書を受け取る場合、その計算が当該受理によって決まる期間は、最後の当該文書を受け取った日から計算する。

## 【 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 16 章 戦略的連携』 】

### ■第 1 条 定義

この章において、第一次産業は、農業・漁業部門(食品及びその派生物の生産・収穫・加工・製造活動を含む)そして林業部門における活動を包含する。

### ■第 2 条 目的

1 加盟国団は、加盟国間の戦略的経済連携を構築するために、この協定の恩恵を強化し拡大する手法として、二国以上の加盟国の間に協力の枠組みを設けることに合意する。

2 加盟国団は、緊密な協力関係を築くこととなるが、その狙いは“特に、”

(a) 加盟国間の現行の協力関係(革新、調査研究及び開発に焦点を合わせたものを含む)を基礎とし強化すること。

(b) 革新と競争力の促進、貿易と投資のための新たな機会を創出すること(公共・民間部門の関与を含む。)

- (c) 相互的な経済成長と開発を奨励するための戦略的提携の構築と促進における民間部門の重要な役割を支援すること。
- (d) アジア、太平洋及びラテンアメリカの各自の市場における、各々の产品及びサービス、そして加盟国団のプレゼンスを後押しすること。そして、
- (e) 相互利益となる分野での加盟国間の共同作業を深め、その水準を上げることである。

### ■第3条 範囲

- 1 加盟国団は、この協定の原則及び目的の実行への貢献における経済、科学、技術、教育、文化そして第一次産業の協力に与えられた特別な配慮を伴う、全ての形式の協力の重要性を支持する。加盟国間の協力は、加盟国団が合意するその他の分野まで拡張できる。
- 2 協力可能な分野は、実施協定を通して策定されることとなる。
- 3 加盟国間の協力は、加盟国団の関係に付加価値を与えることが可能な革新的協力プログラムの策定と一体化を通して、環太平洋戦略的経済連携協定の目的を達成することに貢献すべきである。
- 4 この章に基づく加盟国間の協力は、この協定の他の章に示す加盟国団の中の協力や共同活動を補うこととなる。

### ■第4条 経済協力

- 1 経済協力の狙いは、
  - (a) 貿易・経済協力のために既に実施されている現行の協定や取り決めに基づいて事を進め、
  - (b) 加盟国間の貿易経済関係を強化・進展させることである。
- 2 1における目的を追求する中で、加盟国団は次の活動を、必要に応じて奨励し円滑化することとなる。なお、活動は次の事項を含むが、それらに限定されない。
  - (a) 加盟国間の产品及びサービスの貿易を拡大・促進するための方法に関する見解と情報の定期的交換及び政策対話。
  - (b) 重要な経済・貿易問題と、経済協力の推進を妨害するものに関する、相互の逐次報告。
  - (c) 関係機関の支援と知識による、互いの国を訪れる貿易使節団及びビジネスパーソンへの設備と援助の提供。
  - (d) 加盟国各自のビジネス業界の間の経験の交換及び対話の支援。
  - (e) 事業協力、产品及びサービスの貿易、投資及び政府調達の見出し情報を提供するための仕組みの開発及び確立。
  - (f) 経済的利益の分野での公共部門と民間部門、あるいはその一方の活動の活性化及び円滑化（第三市場における機会の探求を含む。）そして、

- (g) 第12回APEC首脳会議による合意の通りに、学習過程を支援するための情報技術ツールの使用における、そして、中小企業用の道具としての、英語及び他の言語の使用を促進するための共同作業。

## ■第5条 調査研究、科学及び技術における協力

- 1 全加盟国の相互利益において、そして加盟国団の方針、特に調査研究に由来する知的財産利用の  
に関する方針に従って実行される調査研究、科学及び技術における協力の狙いは、
  - (a) 調査研究、科学及び技術における協力のために既に実施されている現行の協定や取り決め  
に規則に基づいて事を進めること。
  - (b) 互いの国の政府系機関、研究機関、大学、私企業及び他の研究組織に、本協定の枠組内で共同  
の活動、プログラム又はプロジェクトを支援する直接の取り決めを結ぶよう、必要に応じて促す  
こと。そして、
  - (c) 相互補完的利益が存在する部門に向けた共同活動に焦点を合わせることである。
- 2 1の目的を追求するなかで、加盟国団は次の活動を、必要に応じて奨励し円滑化することとなる。  
なお、活動は次の事項を含むが、それらに限定されない。
  - (a) 研究センターと大学(大学院共同研究及び調査研究滞在を奨励する)と協議しての  
戦略の明確化。
  - (b) 科学者、研究者及び技術者の交換。
  - (c) 文書資料及び情報の交換。
  - (d) 画期的な製品とサービスの開発を支援する公共・民間部門の連携の促進。そして、
  - (e) 相互に利益がある分野の地域・他政府・非政府フォーラムにおける協力。

## ■第6条 教育

- 1 教育協力の狙いは、
  - (a) 教育における協力のために既に実施されている現行の協定や取り決めを更に拡大すること。
  - (b) 加盟国間の教育分野における、仕事上の緊密な関係と相互理解、そしてネットワークの形成を  
促進すること。
- 2 1における目的を追求する中で、加盟国団は、例えば次のような領域における、各自の教育関係機関、  
機構、組織の間の交流を、必要に応じて奨励し円滑化することとなる。その領域とは、
  - (a) 教育の質保証作業。
  - (b) あらゆるレベルでのオンライン・遠隔教育。

- (c) 初等・中等教育制度。
- (d) 高等教育。
- (e) 技術教育及び職業訓練。
- (f) 技術訓練及び職業訓練のための産業連携。そして、
- (g) 教員の訓練及び向上。

3 教育における協力で重点的に取り組むことができるのは、

- (a) 例えば、教材及びカリキュラム材料、補助教材、そして実習用材料、加えて関係する特定の展示会及びセミナーの開催のような情報の交換。
- (b) 合意した分野での対象となる活動の共同調整、そしてプログラム及びプロジェクトの共同計画及び実行。
- (c) 修士課程研究と博士課程研究に渡る、共同研究・開発そして協同訓練の発展。
- (d) お互いの利益となるプログラムに関する教員、管理者、研究者及び生徒の交換。
- (e) 資格の相互認証の可能性及び履修単位互換に関する高等教育機関の間の議論に繋がる可能性のある、資格の評価及び解釈に関連する情報を含む各加盟国の教育制度及び方針への理解の獲得。
- (f) 職業教育及び訓練における指導者と教師の専門能力開発、評価及び学習を支援するための画期的な質保証の源の開発に関する協力。そして、
- (g) 教育における官民あるいはその一方の投機的事業発展の奨励と円滑化。

## ■第7条 文化協力

文化協力の狙いは、

- (a) 文化協力のために既に実施されている現行の協定や取り決めに基づいて事を進め、
- (b) 加盟国間で実践及び情報交換を促進することである。

## ■第8条 第一次産業

1 全加盟国の相互利益において、そして加盟国団の方針に従って実行される第一次産業における協力の狙いは、

- (a) 農業及び林業での協力のために既に実施されている現行の協定や取り決めに基づいて事を進めること。
- (b) 各国の第一次産業部門の間の更なる理解を奨励し促進すること。



- (c) 互いの国の政府系機関、研究機関、大学、私企業及び他の研究組織の間の技術協力及び科学知識の発展を必要に応じて促し、本協定の枠組内で、共同の活動、プログラム又はプロジェクトを支援する直接の取り決めを結ぶよう、必要に応じて促すこと。
  - (d) 相互補完的利益が存在する部門に向けて共同活動を進めること。そして、
  - (e) 商業上の連携(第三国における共同事業計画を含む)を促進し、貿易を発展させ、第一次産業部門の国際貿易の自由化を促進すること。
- 2 1の目的を追求するなかで、加盟国団は第一次産業部門における次の活動を、必要に応じて奨励し円滑化することとなる。なお、活動は次の事項を含むが、それらに限定されない。
- (a) 交流機会の拡大を奨励すること。
  - (b) 情報、アイデア及び調査研究の交換を促進すること。
  - (c) 第一次産業部門を開発するために、調査研究関連を含む、共同の投機的事業及び特定産業の交流を奨励すること。
  - (d) 第一次産業部門の領域における繋がり(多分野・多制度の学位過程の調査を通じた繋がりを含む)を強化するよう自国の大学に奨励すること。そして、
  - (e) 教育サービス及び他の活動に関係する第一次産業部門の振興を奨励すること。
- 3 第一次産業部門における協力を促すために、加盟国団はまた、以下の活動に向けて邁進することともなる。それは、
- (a) 第一次産業部門製品の貿易に関する国際規則の執行及び順守を促進すること。
  - (b) 加盟国団の第一次産業部門に関わる政策決定における国民参加及び透明性を促進すること。そして、
  - (c) 第一次産業部門における協力の有効性の妨げとなる問題を明らかにし解決すること。

## ■第9条 協力の仕組み

- 1 加盟国団は、あり得る協力活動に関する連絡を円滑にするための連絡窓口を指定することとなる。連絡窓口は、本章の運用において、政府系機関、民間企業代表者及び教育・研究機構と連携することとなる。
- 2 加盟国団は、協力の仕組みが以下のような形式を取ることに合意する。
  - (a) 利益となる協力分野について議論するための委員会定例会議。
  - (b) 主題となる分野での緊密な協力の促進を助けるために、加盟国の関係機関(関係政府機関やクラウン・リサーチ・インスティテュート及び大学を含むがそれらに限定されない)の間で必要とされる会議。

3 加盟国団は、本協定に沿った協力と対話を促進するために、外交ルートを最大限活用することとなる。

## ■第 10 条 非加盟国との協力

加盟国団は、持続的開発促進のための国際協力の価値を認識し、非加盟国との、相互に利益のある事業計画の展開に、必要に応じて合意する。

## ■第 11 条 資源

本協定の協力目的の達成に貢献することを目的として、加盟国団は、自国の生産能力の限度内で、自国の経路を通じて、適切な資源(財源を含む)を提供することを約束する。

## ■第 12 条 協力事項における委員会の特別な機能

第 17 章第 2 条(委員会の機能)の規定に関わらず、委員会は、特に次の機能を持つ。

- (a) 加盟国団が合意する協力の枠組みの実行の監督。
- (b) 加盟国団が合意する協力の枠組みに基づく協力活動への着手の加盟国への奨励。
- (c) 加盟国の戦略的優先順位に従った、本章に基づく協力活動に関する勧告。そして、
- (d) 各加盟国からの定期報告を通じた、本章の運用とその目的の適用及び達成の審査。

## 【 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 17 章 管理上・制度上の規定』 】

### ■第 1 条 環太平洋戦略的経済連携委員会の設置

これにより、加盟国団は、加盟国団が相互に決定した通りに、大臣級又は政府高官級で開くことができる環太平洋戦略的経済連携委員会(委員会)を設置する。各加盟国は、その代表団の構成に責任を持つ。

### ■第 2 条 委員会の機能

1 委員会は、

- (a) この協定の実行に関わる問題を検討する。
- (b) この協定の発効から 2 年以内、その後は最低でも 3 年ごとに、加盟国間の経済関係と連携を審査し、この協定や付属書を改正するという提案を検討する。そしてそれとは別に、この協定の更なる推敲を監督する。
- (c) この協定に基づき設置する、全ての小委員会と作業部会の働きを監督する。

(d) 加盟国団内の貿易と投資の更なる拡大のための措置を追求し、加盟国の関係企業・組織の間の商業的・工業的・技術的協力の適切な分野を明らかにする。そして、

(e) この協定の運用に影響を与えられるその他の案件を検討する。

2 委員会は、

(a) 小委員会と作業部会を設置し、助言を求めて小委員会又は作業部会に案件を委託し、小委員会又は作業部会が提議する問題を検討できる。

(b) “特に”以下の改訂を承認することによって協定の目的の履行を助成できる。

(※注 加盟国による改訂の受理は、その加盟国の必要な国内法的手続きの完了を前提とする。チリは、チリ憲法の第 50 条 1 の 2 に従い実行協定を通して委員会の措置を実行する)

(i) 関税撤廃の加速による付属書 I (関税の撤廃)に含まれるスケジュールの改訂。

(ii) 付属書 II (原産地規則の詳細)に定める原産地規則の改訂。又は、

(iii) 第 11 章(政府調達)の付属書 A 及び C に含まれる、事業体と取り扱う産品、サービス及び閾値のリストの改訂。

(c) 実施協定を通して、協定の目的の履行を助成できる。

(d) この協定の解釈又は適用に関して起こる可能性のある齟齬や紛争を解決するよう努力できる。

(e) それが、委員会が十分な情報に基づいた決定を下すのを助ける可能性がある場合、その責任の範囲内で起こる問題について、民間人又は非政府団体の意見を求めることができる。そして、

(f) 加盟国団が合意する、委員会の機能の実行におけるその他の措置を講じることができる。

### ■第 3 条 委員会の手続の規則

1 委員会は、委員会の会議に出席する加盟国団の相互の合意により、第 17 章第 2 条に示す機能の範囲内で、問題について決定を行える。加盟国に影響を与える決定は、その加盟国の明白な合意を伴う委員会によってのみ行われる。

2 委員会は毎年、もしくは加盟国が相互に合意するその他の時に招集される。委員会の例年の会議は、各加盟国が引継ぎで議長を務める。委員会の他の会議は、会議を招集する加盟国が議長を務める。

3 委員会の会議の議長を務める加盟国は、当該会議のために必要な管理運営上の支援を行う。委員会の決定は、その委員会の会議の議長を務める加盟国が加盟国団に通知する。

## 【 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第 18 章 一般的規定』 】

### ■第 1 条 付属書及び脚注

この協定の付属書及び脚注は、本協定の不可欠な部分を成す。

### ■第 2 条 他の国際協定との関係

この協定の如何なる規定も、WTO協定や加盟国が参加するその他の多国間・二国間協定に基づく、加盟国の現行の権利と義務を制限しない。

### ■第3条 条約又は国際協定の継承

その他の条約又は国際協定に対する本協定の言及は、加盟国が参加するその他の条約又は国際協定を継承するものと同じ条件で行われる。

### ■第4条 適用

各加盟国は、本協定の全規定の順守に全面的な責任を負い、地方自治体による順守を確実にするために策定可能な合理的措置を取る。

(注※ 確実に期すと、第15章(紛争解決)具体的には第15章第6条(仲裁裁判所の設置)の3に基づく加盟国の権利について、早まった判断をしない)

### ■第5条 独自の製品

1 加盟国団は、この協定の発効から1年後、独自の製品の認可を検討するよう努力する。

(注※ チリに関しては、Pisco Chileno {Chilean Pisco,} Pajarete, そしてVino Asoleadoについて、チリ独自の製品としての認可を求めることになるだろう)

2 もしも加盟国が将来、第三者に独自の製品の認可を与えるなら、無差別を原則として、その加盟国はこの認可を自動的に拡げる。

### ■第6条 情報公開

この協定の如何なる規定も、加盟国に、その公開に次のような恐れがあるとその加盟国がみなす情報へのアクセスを提供又は許可するよう要求するとは解釈されない。

- (a) 法律が定める公共の利益に反する。
- (b) 個人のプライバシー保護又は金融機関の金融業務及び個々の顧客の口座の保護を含むが、これに限定されない法律のいずれかに反する。
- (c) 法の執行を妨げる。もしくは、
- (d) 特定の企業、公共又は個人の合法的な商業上の利益を損なう。

### ■第7条 守秘義務

加盟国が他の加盟国に、この協定に従い情報を提供し、その情報を部外秘指定する場合、他方の加盟国は情報の守秘義務を保持する。当該情報は、特定の目的のためにのみ使用され、情報を提供した加盟国の明確な許可なしには公開されない。ただし、司法手続きとの関連で公開を要求され得る場合を除く。

## 【環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第19章 一般的例外』】

### ■第1条 一般的例外

- 1 第3章から第8章(製品の貿易、原産地規則、税関手続、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、貿易救済措置)のため、1994年のGATT第20条とその解釈的注記は、“必要な変更を加えて、”この協定に組み込まれ、その一部となる。
- 2 加盟国団は、1994年のGATT第20条(b)で言及される措置が、人類や動物又は植物の生命や健康を守るために必要な環境対策を含むこと、そして、1994年のGATT第20条(g)が、生物・非生物の枯渇天然資源の保存に関する措置に適用されることを理解する。
- 3 確実を期すと、加盟国団は、1994年のGATT第20条(f)で言及する措置が、歴史的・考古学的価値のある特定の場所を守るために、もしくは国家的価値のある創造的芸術を支えるために必要な措置を含むと理解する。  
(注※ 「創造的芸術」は芸能(演劇と踊り、音楽を含む)・視覚芸術・工芸・文学・映画・ビデオ・言語技術・創造的なインターネット上のコンテンツ・土着の伝統的慣行・現代的文化表現・デジタルの双方向メディア・個々の芸術形式区分を超えた新技術を使用するものを含む混成芸術作品、等を含む。この用語は、そして芸術の発表・制作・解釈が伴うそれらの活動と、これらの芸術形式及び活動の研究と技術開発を網羅する)
- 4 第12章(製品の貿易)のため、GATSの第14条(脚注含む)は、“必要な変更を加えて、”この協定に組み込まれ、その一部となる。加盟国団は、GATSの第14条(b)で言及される措置が、人類や動物又は植物の生命や健康を守るために必要な環境対策を含むと理解する。
- 5 第12章(製品の貿易)の目的において、同じ様な条件が普及する加盟国間での恣意的な又は不当な差別の手段を、またはサービスの貿易に関する偽装された制限を構成する恐れがある方法で、当該措置が適用されないという要件を前提として、この協定の如何なる規定も、国家的作品や歴史的・考古学的価値のある特定の場所を守るために、もしくは国家的価値のある創造的芸術を支えるために必要な措置の、加盟国による採択や執行を妨げるとは解釈されない。

### ■第2条 安全保障上の例外

- 1 この協定の如何なる規定も、次のようには解釈されない。
  - (a) 加盟国に、その公開が安全保障上の不可欠な利益に反すると、その加盟国が決定する情報へのアクセスを供給又は許可するよう要求する。
  - (b) 加盟国が、安全保障上の不可欠な利益の保護のために必要と見なす措置を講じることを妨げる。  
(注※ 確実を期すと、この協定の如何なる規定も、加盟国が、重要インフラを悪化もしくは機能停止させようとする意図的な試みから、当該インフラを守るために必要な措置を講じることを妨げるとは解釈されない)  
その利益とは、
    - (i) 軍用基地への食料その他の供給を目的として、間接的又は直接的に、営まれるサービスの供給に関わるもの。または、武器・弾薬及び軍用の器具の運輸に、そして他の製品と材料の運輸に関わるもの。

- (ii) 戦争や他の国際関係の緊急事態時に関わるもの。あるいは、
  - (iii) 核分裂性・核融合性物質、もしくはそれらが取り出される物質に関係するもの。又は、
- (c) 国際平和と安全保障の維持のための国連憲章に基づく義務を遂行する、加盟国の行動を妨害する。
- 2 委員会は、1の(b)及び(c)に基づき取られる措置と、それらの終了についての情報を、最大限可能な限り与えられる。

### ■第3条 国際収支を保護するための措置

- 1 加盟国が、深刻な国際収支上そして対外金融上の困難又はその脅威にある場合、加盟国は、支払及び振替に対するものを含めて、产品及びサービスの貿易に関して、制限的措置を採択又は維持できる。
- 2 1に基づき採択又は維持される制限は、
- (a) WTO協定で定められた条件と、国際通貨基金の条項に従う。
  - (b) 他加盟国の商業・経済・財政的利益への不必要な損害を避ける。
  - (c) 1に述べる状況进行处理するために必要な制限を越えない。
  - (d) 一時的なものであり、1に述べる状況が改善するとともに、徐々に取り除く。そして、
  - (e) 無差別を原則として適用される。
- 3 当該制限の範囲を決定するとき、加盟国団は、その経済発展にとってより必要不可欠な経済部門を優先できる。しかしながら、当該制限は、特定部門を守るためには採択又は維持されない。
- 4 1に基づき加盟国が採択又は維持する制限、あるいはその変更は、直ちに他の加盟国に通知される。
- 5 1に基づく制限を採択又は維持する加盟国は、採択又は維持する措置を審査するために、他加盟国団との協議を直ちに開始する。

### ■第4条 課税措置

- 1 この条項において、
- 「課税条約」とは、二重課税を回避するための条約、又は他の国際課税協定や取決めを意味する。
- 「課税措置」は、第2章第1条(一般的適用の定義)に定める「関税」は含まない。
- 2 この条項に規定されている場合を除き、この協定の如何なる規定も、課税措置には適用されない。
- 3 それが適切な場合、対応する(=課税措置に関する ※訳者注)権利又は義務が、1994年のGATT第3条と、サービスに関しては、GATS第1条及び第14条(d)に基づき与えられる、もしくは課される場合、この協定は、課税措置に関して義務を課すか権利を与えるのみである。

- 4 この協定の如何なる規定も、加盟国間で効力のある課税条約に基づく加盟国の権利と義務に影響を及ぼさない。この協定と当該課税条約の間に課税措置に関する不一致がある場合には、後者が不一致の及ぶ範囲に対して優先する。加盟国間の課税条約については、条約に基づく所轄官庁が、この協定とその条約の間に不一致が存在するかどうか決定する、唯一の責任を持つ。

## ■第5条 ワイタング条約

- 1 当該措置が、他加盟国の人に対する恣意的な又は不当な差別の手段として、あるいは产品及びサービスの貿易に関する偽装された制限として利用されないことを条件に、この協定の如何なる規定も、ワイタング条約に基づく義務の遂行を含む、この協定が取り扱う案件の点で、マオリに更なる優遇を与えるために必要とみなす措置のニュージーランドによる採択を阻害しない。
- 2 加盟国団は、ワイタング条約に基づき起こる義務と権利の性質についてを含む、ワイタング条約の解釈は、この協定の紛争解決規定に制約されないことに同意する。第15章(紛争解決)は、そのほかの点ではこの条項に適用される。第15章第6条(仲裁裁判所の設置)に基づき設置される仲裁裁判所に、ブルネイ・ダルサラームやチリ又はシンガポールは、(1に言及する)措置がこの協定に基づく権利に反するかどうかだけを決定するよう要求できる。

## 【 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)『第20章 最終規定』 】

### ■第1条 投資交渉

別段の合意のない限り、この協定の発効から最低でも2年後、加盟国団は、相互利益を基盤に、この協定に投資に関する章を盛り込むことを目的として、交渉を開始する。

### ■第2条 金融サービス交渉

別段の合意のない限り、この協定の発効から最低でも2年後、加盟国団は、相互利益を基盤に、この協定に金融サービスに関する、そのみで完結した章を盛り込むことを目的として、交渉を開始する。

### ■第3条 署名

- 1 この協定は、ブルネイ・ダルサラーム、チリ、ニュージーランド、そしてシンガポールによる署名のために開放し、2005年6月15日から6ヶ月間、署名のために開放しておく。
- 2 この協定は、署名国による批准、受諾又は承認を前提とする。

### ■第4条 効力発生

- 1 この協定は、批准書、受諾書、又は承認書を寄託した署名国に対して、2006年1月1日から効力を発生する。ただしその日付までに最低でも二ヶ国の署名国が当該証書を預託していることが条件である。
- 2 2006年1月1日以前に、ただ一国の署名国のみが批准書、受諾書、又は承認書を寄託している場合には、この協定は二番目の当該証書の寄託から30日後に効力を発生する。

- 3 2006年1月1日以降に批准書、受諾書、又は承認書を寄託する署名国に対しては、協定は、当該証書が寄託された日付の30日後に効力を発生する。

## ■第5条 ブルネイ・ダルサラーム

- 1 2から6を前提とし、この協定は、2006年1月1日、もしくはこの協定の暫定的な適用を受諾する証書の預託の30日後、どちらか遅い日から暫定的に適用される。
- 2 1に言及する暫定的な適用は、第11章(政府調達)及び第12章(サービスの貿易)には適用しない。
- 3 もしも、ブルネイ・ダルサラームが競争法を整備し、競争庁を設置するなら、第9章(競争政策)の義務は、ブルネイ・ダルサラームにのみ適用可能となる。上記に関わらず、ブルネイ・ダルサラームは、競争と規制改革を促進するためのAPEC原則を順守する。
- 4 委員会がそれより後の日付に別途に合意しない限り、第20章第4条の1又は2に従い、この協定の効力発生から2年後までに、委員会は、第11章(政府調達)及び第12章(サービスの貿易)に基づく、ブルネイ・ダルサラームのための附属書を受諾するかどうか検討する。
- 5 4に言及する、附属書を受諾する委員会決定に関して、ブルネイ・ダルサラームは、委員会決定の2ヶ月以内に批准書、受諾書、又は承認書を寄託する。協定は、当該証書の寄託の30日後に、ブルネイ・ダルサラームに対して効力を発生する。
- 6 委員会が別段の決定をしない限り、もしも4又は5の条件が満たされなければ、協定はそれ以上、ブルネイ・ダルサラームに対して暫定的に適用されない。

## ■第6条 加盟

- 1 この協定は、APEC参加エコノミーや他の国による、加盟国間の合意を条件とした加盟に対して開放されている。当該加盟の条件は、そのAPEC参加エコノミーや他の国の、特に自由化の日程に関する、状況を考慮に入れる。
- 2 加盟条件の合意は、当該条件の受諾又は承認を示す加盟書を受託者へ寄託した日付から30日後に効力を発生する。

## ■第7条 改正

- 1 加盟国団は、この協定への追加もしくは改正に同意できる。
- 2 各加盟国の適用可能な法的手続きに従い合意及び承認された場合、改正又は追加は、この協定の不可欠な一部を構成する。
- 3 もしも、加盟国団がこの協定に盛り込んでいるWTO協定の規定が修正されるなら、加盟国団は、この協定を修正するかどうかに関し協議を行う。

## ■第8条 脱退



いずれの加盟国もこの協定から脱退できる。当該脱退は、受託者が文書による脱退の通知を受け取った日付から6ヶ月を期限に効力を発生する。加盟国が脱退する場合、協定は残りの加盟国団に対して効力を持ち続ける。

## ■第9条 受託国と機能

- 1 この協定の原本は、これにより、この協定の受託者として指定するニュージーランド政府に寄託される。
- 2 受託者は、この協定の認証謄本及び修正条項を、全締約国と、加盟を決定しているAPEC参加エコノミー及び他の加盟決定国に伝送する。
- 3 受託者は、全締約国と、加盟を決定しているAPEC参加エコノミー及び他の加盟決定国に以下を通知する。
  - (a) 第20章第3条、同第4条及び第6条に従ったこの協定への各署名・批准・受諾・承認又は加盟。
  - (b) 第20章第5条に従った暫定的な適用を受諾する証書。
  - (c) 20章第4条、同第5条及び第6条に従いこの協定が効力を発生する各自の日付。そして、
  - (d) 第20章第8条に従い受理される脱退通知。
- 4 この協定の発効に続き、受託者は、国際連合憲章の第102条に従い、登録及び公示のために、国連事務総長に、この協定の認証謄本を伝送する。受託者は同様に、効力を生じる修正条項の認証謄本を伝送する。

## ■第10条 正本

この協定の英語及びスペイン語の本文は等しく真正である。相違ある場合には、英文が優先する。

以上の証として、下記署名者は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

(以下、署名部分のため割愛)